

令和 8 年 3 月 5 日

令和 8 年 第 1 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和 8 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 令 和 8 年 3 月 5 日 (木)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 5 時 0 6 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	岡 田 勇	2 番	宗 健 司
3 番	山 本 達 也	4 番	高 山 豊 彦
5 番	村 山 一 彦	6 番	井 上 武 津 男
7 番	岡 本 正 意	8 番	吉 田 哲 也
9 番	小 西 啓	1 0 番	畑 武 志

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 長 谷 川 真 理

書 記 岡 田 宜 也 (総 務 課 職 員)

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	馬場正実
参事兼税住民課長	岡田博之
理事兼総務課長	原田敏明
理事兼建設農政課長	北 広 光
会計管理者兼会計課長	松 井 幸 則
まちづくり応援課長	中 尾 政 弘
まちづくり応援 地方創生担当課長	奥 野 雄 也
人権啓発課長	今 西 靖
保健福祉課長 兼診療所事務長	但 馬 宗 博
保育園長	富 岡 初 代
環境衛生課長	井 上 博 丞

議 事 日 程	別 紙 の と お り
会 議 に 付 した 事 件	別 紙 議 事 日 程 の と お り
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り
会 議 録 署 名 議 員	5 番 村 山 一 彦
	6 番 井 上 武 津 男

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会等の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度和東町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第 1号 令和8年度和東町一般会計予算
議案第 2号 令和8年度和東町湯船財産区特別会計予算
議案第 3号 令和8年度和東町国民健康保険特別会計予算
議案第 4号 令和8年度和東町介護保険特別会計予算
議案第 5号 令和8年度和東町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 6号 令和8年度和東町簡易水道事業会計予算
議案第 7号 令和8年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第 8号 和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案の取下げ
- 日程第 10 議案第 10号 和東山の家指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 11号 和東町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
報告第 1号 和東町第5次総合計画後期基本計画第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞さまです。

ただいまから、令和 8 年和東町議会第 1 回定例会を開会いたします。

本日、議会中継機器操作補助として、総務課職員の議場への入場を許可しておりますので、ご承知おきください。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

皆さん、おはようございます。

和東町議会令和 8 年第 1 回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中にもかかわりませず、ご参集賜りありがとうございます。

さて、今期定例会におきましては、令和 8 年度当初予算をはじめ議案 2 1 件、承認 1 件、報告 3 件を上程させていただく予定をしております。どの案件につきましてもご同意、ご承認賜りますようお願い申し上げ、和東町議会令和 8 年第 1 回定例会開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

今期定例会お世話になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（畑 武志君）

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、5 番、村山一彦議員、6 番、井上武津男議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議長のお許しを得ましたので、前期定例会以後、和束町の大きな動きなどを踏まえ、諸般の報告をさせていただきます。

最初に、去る令和8年2月28日(土)京都新聞朝刊で報道されました介護保険の施設利用サービス時の居住費・食費が軽減される負担限度額の認定誤りです。原因は明らかな人的ミスでございます。毎年7月に関係機関からのデータを突合し、施設利用者自身の負担限度額を確定する事務を行うのですが、「非課税年金」を合算するところを判定時に合算しておらず、施設利用費が安価となり、介護保険会計からの支出が増額となる結果となりました。

今回の原因につきましては、対象者の現状判定調査時の調査が不十分であったことが原因であり、担当課にあっては、再発防止に向け再度事務手続の確認、今回対象となられた19人の方一人一人に丁寧に説明し、利用料の差額のお支払いを現在ご理解いただけるよう担当課職員が戸別訪問を行っていますとともに、今年度内の事務処理として処理できるよう取り組んでいます。

なお、対象者は19人、令和7年12月末現在で約230万円と、令和8年1月分約30万円、合計260万相当の過誤が発生すると想定をしています。

次に、和束町国保診療所医師について現時点での状況をご報告させていただきます。

住民の皆様にご不安をいただきました次期医師につきましては、京都府及び京

都府立医科大学のご支援を受け、牛込医師の後任として、循環器内科医師 1 人を派遣いただけることとなり、令和 8 年 4 月 1 日付で、和東町国保診療所長としてお迎えすることとなりました。また、診療につきましては、従来どおり平日午前・午後の診療体制を維持するとともに、桐山元医師ほか 2 人の医師に併せ、京都府立医科大学から 1 人の医師、新たに整形外科医 1 人が診察に当たっていただける医療体制強化、専門医による専門診察を行えるよう現在調整を行っているところです。重ねて、京都山城総合医療センター、山城病院との総合医療連携強化がさらに図れるよう整備を進めてまいります。

次に、令和 7 年度「重点支援地方交付金」について報告させていただきます。

和東町議会令和 7 年第 4 回定例会「令和 7 年度一般会計補正予算（第 3 号）」においてご可決をいただきました「重点支援地方交付金」につきましては、生活者支援分につきましては、「茶源郷ポイント」として住民の皆様にご交付させていただき、令和 7 年 12 月 22 日からご利用できるよう事務を進めましたところ、令和 7 年 12 月末時点で約 23% の使用があったほか、令和 8 年 2 月末時点で約 70% の使用実績となっています。使用に当たっては、食品をはじめ燃料費、光熱費、生活雑貨などへの充当が主なものと推測しております。

次に、防災行政無線の更新について報告させていただきます。

令和 7 年度事業で行いました和東町防災行政無線の更新整備につきましては、工事自体がほぼ完了し、令和 8 年度早い時期に本格稼働を目指しています。今般整備しました防災行政無線システムでは SNS 機能も搭載していることから、今後は新たな通信機能も活用した伝達システムの構築も視野に入れ、整備を行っていきたいと考えています。

以上、私から、令和 7 年 12 月以降の新たな動き、また町の大きな動きについての諸般の報告とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

おはようございます。

それでは私から、第1回定例会報告書によりましてご報告申し上げます。

報告書を1枚おめくりください。

報告第1号

第5次総合計画後期基本計画

第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

令和8年3月5日報告

和東町長 馬場 正実

次のページから、計画書の概要版を掲載させていただいております。

和東町第5次総合計画後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、過日の総務厚生常任委員会及び産業常任委員会におきましてご説明を申し上げたところでございますので、詳細な説明は省略させていただきますのでご了承いただきたいと思っております。

本計画につきましては、令和6年度に住民アンケートや町長ヒアリングを実施し、本年度におきましては、住民ワークショップや庁内策定委員会による検討、パブリックコメントの実施等を経まして、総合計画審議会による5回の審議により、概要資料の次のページにあります答申をいただき、策定いたしました。

基本構想につきましては、文言等軽微な修正にとどめ、基本計画につきましては、前期の六つの共同プログラムを踏襲し、和東町地方創生総合戦略を包括した令和8年度から令和12年度まで5年間の計画となっておりますのでございます。

令和12年度の和東町の総将来像、「和の郷、知の郷、茶源郷和東」の実現に向けて取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（畑 武志君）

議長より報告いたします。

2月10日付で、和東町茶業部会部会長、籠嶋渉氏から、茶業振興推進業務の円滑化についての要望書が出されております。

また、監査委員より、令和7年11月30日現在、12月31日現在、令和8年1月31日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は、事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、吉田哲也議員。

○総務厚生常任委員長（吉田哲也君）

それでは、私から、総務厚生常任委員会報告をいたします。

本委員会は、2月19日に、岡田参事・原田理事・関係課長等の出席を求め、令和7年度事務事業の進捗状況と令和8年度の当初予算概要について調査を行いました。

初めに岡田参事から挨拶があり、続いて令和7年度一般会計予算執行状況の概要説明があり、予算総額42億6,000万円に対して、歳入では27億7,696万円、歳出では22億8,811万円の執行となっている。

繰越事業では、予算額3億2,179万円に対し、歳入は6,961万円、歳出は1億8,056万円の執行となっている。

次に、各課から主な事業の執行状況について。

総務課からは、第27回衆議院議員選挙費、解散に伴う衆議院議員選挙を2月8日に執行、投票率は70.06%、木造住宅耐震改修事業では、1月31日現在で耐震診断5件、簡易改修5件の補助金申請があった。

税住民課から、町税について、予算額3億6,003万円に対し3億3,692万円

の収入があり、93.58%の収納率である。

コンビニ交付サービス事業費では、住民票142件、印鑑証明173件と昨年より交付率が伸びている。

保健福祉課からは、障害者自立支援給付事業の扶助費に9,575万6,654円、児童手当給付事業では2月支給分の受給者は127人、子育て応援特別給付金の申請付与が5人であった。

続いて、質疑に入り、各委員からは、「健康福祉交流センターは4月にオープンし、1年経過したが、利用料の減免規程は来年度に向けてできているか」、「一般被保険者高額療養負担金の保険給付費は何人利用しているか」、「今後、少子高齢化が進む。高齢化独居老人の数は、また対策は」など、活発に質疑が交わされました。

続いて、令和8年度当初予算の概要について調査をいたしました。

令和8年度の一般会計及び特別会計予算の総額は52億5,420万円で、対前年度比は2億5,769万円、4.7%の減額となっている。当初予算では、子育て支援の充実として児童発達支援センター運営事業が新規事業として計上されたほか、高齢者対策や子育て支援、公共交通システムの充実など、前年度から継続して展開される。当初予算については、後日開会予定の予算特別委員会で質疑することで、委員会を閉会いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、産業常任委員長、高山豊彦議員。

○産業常任委員長（高山豊彦君）

それでは、私のほうから産業常任委員会報告を行います。

本委員会は2月18日、岡田参事、北理事、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、各課における令和7年度事業の執行状況や令和8年度当初予算の概要などについて事務調査を行いました。

岡田参事の挨拶の後、北理事から、一般会計全体の執行状況が説明され、歳入においては66%、歳出においては54%、繰越事業では歳入23%、歳出56%の執行率であるとの報告がありました。

次に、各課から主な事業の執行状況について報告があり、まちづくり応援課から、地域おこし協力隊事業では、2月3日「地域おこし協力隊募集・選考支援業務に係る公募型プロポーザル」を実施し、1社が応募された。

移住・定住促進事業では、令和7年度空き家バンク紹介申込みは25件、空き家新規登録は8件、成約は8件であった。

ふるさと応援寄附事業では、令和7年12月末時点で559件、818万2,000円の寄附があった。

路線バス対策諸経費では、高齢者利用促進乗車券の申込数は、対象56件のうち38件となった。

物価高騰緊急支援給付事業では、12月20日に茶源郷ポイントを全住民1人に1万ポイント、世帯主に1万ポイント、65歳以上に3,000ポイントを給付し、12月から1月の使用状況は47%であった。

次に、建設農政課からは、石寺橋整備事業で、石寺橋架替事業に伴う仮設工事の契約額4,479万2,000のうち1,791万7,000円を前払金として支払った。

町営住宅管理事業では、第6中山団地屋根改修工事として、契約額660万3,000円のうち252万円を前払金として支払った。

このほか、町道中溝学校線改良工事の進捗状況や今後の工事内容などの報告があった。

環境衛生課からは、各種補助金や負担金の執行と配水及び給水費では、動力費182万3,000円、修繕費253万円を執行した等の報告があった。

質疑に入り、各委員からは、「今年度のふるさと応援寄附金事業の企業版の件数は」、「体験交流センター管理諸経費で光熱水費以外の内容は」、「町道撰原下島線

の工事の状況と今後の予定は」、「野生鳥獣被害総合対策事業費で対象となる動物や巡回する時間帯は」、「地域力創生アドバイザー事業では、具体的にどのような助言や指導、課題の解決を求めようとしているのか」、「世帯主への茶源郷ポイントが消滅した事象の件数は」などについて質問がありました。

続いて、令和8年度予算の主要事業の調査では、茶源郷の新たな魅力を創造する地域活性化起業人推進事業や観光共創サステナブル地域経済づくり事業、また、都市部の若い世帯を本町に短期間滞在してもらうことで、地域活性化と関係人口の獲得や将来の移住確保につなげることを目的とした保育園留学事業、交通インフラの整備を推進し、日常生活範囲の拡大を図る橋梁長寿命化修繕事業や安心・快適な暮らしを守るじん芥処理事業など、それぞれ事業を予定しているとの報告があった。

午後からは、和束町体験交流センター入り口工事の完成状況の調査を行いました。

以上、報告といたします。

議長（畑 武志君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、相楽広域行政組合議会、岡本正意議員。

○相楽広域行政組合議会議員（岡本正意君）

相楽広域行政組合議会議員の岡本正意です。

去る2月25日に、そうらく衛生センター会議室で開催されました令和8年第1回相楽広域行政組合議会定例会の報告を行います。

開会宣言の後、杉浦代表理事が挨拶を行い、その後、議事日程の報告、会議録署名議員の指名の後、会期を1日間とすることが決定されました。

続いて、精華町の神田高宏議員、木津川市の西山幸千子議員、和束町の私、岡本正意議員が一般質問を行いました。神田議員は、新庁舎の建設と休日応急診療所について、西山議員は、相楽会館の建て替え後とこれからの相楽広域行政組合について、岡本議員は、し尿汲取手数料の今後の見通し、負担の在り方について、それぞれ質問を

行いました。

続いて、議案第1号「令和7年度相楽広域行政組合一般会計補正予算（第2号）」について」が議題となり、補正規模179万9,000円減、主な補正内容は、事務局派遣職員給与119万5,000円の増、し尿収集運搬業務委託料196万4,000円減などが提案・説明され、審議の結果、全員賛成で可決しました。

続いて、議案第2号「令和8年度相楽広域行政組合一般会計予算について」が議題となり、予算規模歳入歳出共に6億9,500万円、主な歳入として、分担金3億3,603万7,000円、組合債2億7,160万円、主な歳出として、相楽会館建替経費3億9,175万円、し尿処理費2億2,622万6,000円、休日応急診療費、1,967万7,000円、商工総務費1,587万1,000円などが提案・説明され、審議の結果、全員賛成で可決しました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きます。相楽中部消防組合議会、山本達也議員。

○相楽中部消防組合議会議員（山本達也君）

それでは、私のほうから、相楽中部消防組合議会の報告をさせていただきます。

相楽中部消防組合議会定例会は、令和8年2月25日(水)午前9時30分から相楽中部消防本部庁舎3階講堂で開催されました。

日程第1として、副議長辞任に伴う選挙で和束町の畑議員が副議長に選出されました。

続いて、会議録署名議員の指名、1日間の会期の決定が行われ、日程第4として一般質問では、木津川市議会の山本しのぶ議員より、「救急需要増加への現実対応を」について、「木津西出張所統合で高齢化が進むこの管轄区域の消防体制の再検証、救急出張所を開設しない理由について」の質問、続いて、同市議会、宮嶋良造議員より、「京都府南部共同指令センターの進捗状況と課題は。119番通報の救急指令対応は

十分か」について、他府県の消防本部で行われた共同指令業務の成果と課題の説明後、「令和7年に相楽中部消防本部で年間6,059件、1日16.6回の119番通報を受けているが、職員の対応でトラブルやミス、救急車の現場到着の遅延などなかったか」、「木津西出張所管内で救急出動が増えているが、統合による廃止ではなく存続させる対応をすべきでは」などの質問がありました。

以降の日程では、議案第1号として、相楽中部消防組合公告式条例の一部改正について、議案第2号 相楽中部消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について、議案第3号 相楽中部消防組合行政手続条例の一部改正について、議案第4号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び昭和天皇の大喪の礼の行われる日を相楽中部消防組合職員の休日とする条例の廃止については、全員賛成で可決されました。

議案第5号 押印の見直しに伴う関係条例の整備について、議案第6号 相楽中部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正については賛成多数で可決。

議案第7号 相楽中部消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、議案第8号 相楽中部消防組合行政財産の使用に関する条例の廃止について、議案第9号 相楽中部消防組合火災予防条例の一部改正について、議案第10号 相楽中部消防組合情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、全員賛成で可決されました。

議案第11号 京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置に関する規約の制定については、賛成多数で可決されました。

日程第17、議案第12号 令和7年度相楽中部消防組合一般会計補正予算（第2号）について、繰越明許費として、山城出張所改築事業の設計業務2,635万6,000円を全員賛成で可決。

日程第18、議案第13号 令和8年度相楽中部消防組合一般会計予算については、歳入歳出総額共に17億4,990万円となり、賛成多数で可決されました。

また、日程第 19、報告第 1 号として木津西救急隊物損事故による損害賠償の専決処分の報告があり、日程第 20、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査について、議会運営委員会委員長からの申出により、閉会中の継続審査及び調査とするということに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（畑 武志君）

続きまして、山城病院組合議会、高山豊彦議員。

○山城病院組合議会議員（高山豊彦君）

それでは、国民健康保険山城病院組合議会の報告をさせていただきます。

国民健康保険山城病院組合議会令和 8 年第 1 回定例会は、2 月 24 日（火）午後 1 時 30 分から京都山城総合医療センター会議室で開催されました。

日程第 1、会議録署名議員の指名、日程第 2、会期の決定の後、日程第 3、諸般の報告及び議案提案では、谷口管理者から、11 月の定例会以降の病院組合の活動報告及び議案の提案が行われました。

日程第 4、一般質問では、木津川市議会選出の兎本議員、南山城村議会選出の齋藤議員からそれぞれ質問がありました。

日程第 5、同意第 1 号「公平委員会の委員の選任について」は、令和 8 年 11 月 25 日をもって任期が満了することに伴うもので、賛成者全員で、福井康裕氏が再任されました。

日程第 6、議案第 1 号「国民健康保険山城病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告等を踏まえ所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第 7、議案第 2 号「国民健康保険山城病院組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は、文書手数料に係る料金の改正を行うもので、賛成者多数で可決しました。

日程第 8、議案第 3 号「京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例について」は、多焦点眼内レンズを用いた白内障に対する水晶体再建術に係る選定療養費用の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第 9、議案第 4 号「国民健康保険山城病院組合組織条例の一部を改正する条例について」は、事務局の組織変更に伴う所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第 10、議案第 5 号「国民健康保険山城病院組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、「国家公務員等の旅費に関する法律」の趣旨を踏まえ所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第 11、議案第 6 号「介護老人保健施設やましろ使用料・手数料等徴収条例の一部を改正する条例について」は、食費・居住費または滞在費及び療養室使用料の改正を行うもので、賛成者多数で可決しました。

日程第 12、議案第 7 号「国民健康保険山城病院組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例について」は、地方自治法の改正等に伴う条のずれに対応するべく所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第 13、議案第 8 号「令和 7 年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計補正予算（第 2 号）について」は、賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金等により、病院事業収益を 1 億 9,831 万 5,000 円増額し 96 億 7,475 万 4,000 円に、また、病院事業費用を 2 億 2,776 万 3,000 円増額し 96 億 9,338 万 1,000 円とすることについて、全員賛成で可決しました。

日程第 14、議案第 9 号「令和 7 年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について」は、施設事業費で給与費・材料費として 3,350 万円増額し 5 億 4,354 万 2,000 円に、また、資本的収入は、省エネ推進緊急対策事業補助金 100 万円増額により 4,685 万 7,000 円、資本的支出は、空調機更新工事で 159 万 5,000 円増額し 7,481 万円とすることについて、全

員賛成で可決しました。

日程第15、議案第10号「令和8年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計予算について」は、病院事業収益及び費用をそれぞれ99億1,662万1,000円とし、資本的収入に過年度損益勘定留保資金3億7,813万7,000円を補填し、収入及び支出をそれぞれ18億458万6,000円とすることについて、全員賛成で可決しました。

日程第16、議案第11号「令和8年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計予算について」は、施設事業収益及び費用をそれぞれ5億2,583万1,000円とし、資本的収入に当年度損益勘定留保金1,948万円を補填し、収入及び支出をそれぞれ6,632万6,000円とすることについて、全員賛成で可決いたしました。

以上、報告とします。

○議長（畑 武志君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

初めに、京都府後期高齢者医療広域連合議会、村山和彦議員。

○京都府後期高齢者医療広域連合議会議員（村山和彦君）

それでは、私は、京都府後期高齢者医療広域連合議会の報告を行います。

令和8年2月13日午後1時30分より、都ホテル陽明殿において京都府後期高齢者医療広域連合議会令和8年第1回定例会が開催されました。

日程第5、副議長選挙が行われ、京丹波町の梅原氏が選出されました。

続いて、日程第7、同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、日程第8、同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、日程第9、京都府後期高齢者医療広域連合公平委員の選任についてを提案され、全員賛成にて同意されました。

日程第10、一般質問が行われ、2名の議員が質問されました。

日程第 1 1、議案第 1 号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提出され、賛成多数にて可決されました。

日程第 1 2、議案第 2 号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例が提出され、賛成多数にて可決されました。

日程第 1 3 議案第 3 号 令和 7 年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）が提出され、全員賛成にて可決されました。

日程第 1 4、議案第 4 号 令和 7 年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）が提出され、全員賛成にて可決されました。

日程第 1 5、議案第 5 号 令和 8 年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算、歳入歳出それぞれ 1 4 億 9, 9 8 0 万 3, 0 0 0 円が提出され、賛成多数にて可決されました。

日程第 1 6、議案第 6 号 令和 8 年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ 4, 5 2 1 億 5, 2 0 1 万円が提出され、賛成多数にて可決されました。

最後に請願 2 件が提出されましたが、賛成者少数にて不採択となりました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、京都地方税機構広域連合議会、高山豊彦議員。

○京都地方税機構広域連合議会議員（高山豊彦君）

それでは、京都地方税機構広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

京都地方税機構広域連合議会令和 8 年 2 月定例会は、2 月 2 1 日（土）午後 2 時から京都ガーデンパレスで開催されました。

初めに、新たに広域連合長に就任された福知山市長の大橋一夫広域連合長から挨拶がありました。

続いて、議事日程第 1、諸報告では、長岡京市と京丹波町の選出議員の異動等につ

いて報告の後、議席の指定及び会議録署名議員の指名、会期の決定に続いて、日程第5、第3号議案「副広域連合長の選任について同意を求める件」については、全員賛成で、木津川市長の谷口雄一氏が選任されました。

日程第6、第1号議案から第2号議案までの広域連合長説明では、第1号議案「令和8年度京都地方税機構一般会計予算」の歳入歳出予算総額は25億389万円となり、歳入は構成団体からの負担金収入等で、歳出の主なものは、構成団体からの派遣職員の人件費負担金に15億4,575万円、業務運営費等に9億5,814円を計上、第2号議案「令和7年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ2億5,747万円を増額し、予算総額を26億7,103万円とするもので、構成団体からの派遣職員人件費や業務運営費等の年度末までの予算執行上、必要なものとして広域連合長から説明がありました。

次に、日程第7、一般質問では、舞鶴市議会選出の山本治兵衛議員、宇治市議会選出の大河直幸議員からそれぞれ質問がありました。

次に、日程第8、第1号議案から第2号議案までの(質疑・討論・採決)では、質疑の通告はなく、討論では、向日市議会選出の米重健男議員が反対討論を、大山崎町議会選出の井上博明議員から賛成討論があり、採決では、第1号議案「令和8年度京都地方税機構一般会計予算」は賛成者多数で可決、第2号議案「令和7年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」は賛成者全員で可決いたしました。

次に、日程第9、議第1号議案「京都地方税機構議会会議規則一部改正に係る議案の提出について」は、「女性議員が出産のため議会に出席できない場合は、産前産後期間を欠席事由として取り扱うことができる」規定を設けることについて、提案議員を代表して笠置町議会選出の松本俊清議員から提案があり、賛成者全員で可決いたしました。

以上、報告とします。

○議長（畑 武志君）

以上で報告を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前10時30分まで休憩いたします。

休憩（午前10時18分～午前10時30分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は制限時間内の質問を許可いたします。

また、答弁は簡潔明瞭に願います。質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

皆様、改めましておはようございます。公明党の高山豊彦でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、質問に入る前に、通告書の訂正をお願いいたします。

大きい2点目の町道整備の考えについての（1）町道35号撰原白栖線という表示をしましたが、正しくは、町道35号は白栖撰原線の間違いでございました。

続いて、その隣の町道37号について、石寺学校線ということで通告をいたしました。37号は西和東木津線となっておりますので、訂正をよろしくお願いいたします。

それでは、改めまして、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大きく3点の質問をさせていただきます。

1点目には、行政サービスの維持についてでございます。

本町においては、職員の退職に伴う人員補充の不足や職員の年齢構成による管理職の不足の中で、昨年4月に機構改革を行い、役職や担当業務の兼務等により管理職や職員の配置を行われたところですが、各課・各業務において、担当業務の多様化等に

より業務への影響が出ているのではないかというふうに考えております。

そこで、2点質問いたします。

(1) 本町の基幹産業である茶業を担当する職員の減少により事務作業に影響が出ているとの声がございませう。その対策についてお尋ねをいたします。

この内容につきましては、冒頭、議長の報告にもありましたように、要望書が出ているものでございませう。

(2) 技術職員の減少に伴う事業計画への影響についてでございます。

それぞれご答弁願います。

大きな2点目、町道等の整備の考えについてです。

昨年9月議会の一般質問において、町道の整備計画について、建設農政課長からは「計画的に進めていきたい」、また、町長からは「来年度以降の事務の中で箇所決定等を設け、地元の説明をしたい」との答弁がありました。令和8年度における考えをお聞きいたします。

そこで、(1) 町道35号白栖撰原線の通学橋から町道37号西和東木津線までの拡幅改良の予定についてでございます。

これまで、白栖区の多くの方が木津川市方面に出る場合、石寺橋を通行されておりましたが、現在、石寺橋の工事に伴い通行止め期間もある中で、通学橋に出る方も多くなっていると考えます。しかし、当該箇所は山側の土砂崩れや落ち葉などで本来の道路幅が使用できない状況であり、早急な対策が必要と考えます。

(2) 町道37号西和東木津線の石寺東出橋付近の法面改良工事の予定についてです。

石寺橋の工事により大型車両の通行が予定されていますが、もともと当該箇所は道路幅が狭く、路肩の強度に不安があるということで、地元から拡幅の要望が出ており、早急な対策が必要と考えます。

(3) 町道69号撰原下島線の長井から撰原公民館前間の拡幅改良工事の予定につ

いてです。

撰原下島線については、今年度、5工区の工事が完了したとのことですが、今後の予定について答弁願います。

(4) 府道宇治木屋線杣田地内の拡幅改良工事の予定についてでございます。

鷺峰山トンネルが開通し、今後、新名神の完成も予定されている中で、地元の住民からは国道163号線からの通過車両が増加するのではとの不安もあり、早急な対策が必要と考えます。

以上、それぞれご答弁願います。

大きな3点目です。茶源郷地域ポイントの課題についてお聞きします。

(1) 地域ポイントを利用される店舗の偏りについての対策はでございます。

茶源郷地域ポイント事業は今月で1年が経過しますが、これまでの使用状況を見ると使用される店舗に偏りがあるのではと考えます。本来、町内の事業者支援としての取組であり、地域ポイントの使用頻度が低い事業者や加入されていない事業者への対策が必要と考えます。

(2) 世帯へのポイントが消滅する事象についての対策はでございます。

年末の物価高騰対策としての地域ポイントは、12月1日現在の住民基本台帳を基に給付されており、12月1日以降に世帯主がなくなられた場合、その後の基本台帳との精査により世帯主のポイントが消滅する事象が発生したと聞いたが、その対策はどのようにされたのか、それぞれご答弁をお願いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、高山議員からいただきました一般質問、1.行政サービスの維持について、(1)本町の基幹産業である茶業を担当す

る職員の減少により事務作業に影響が出ているとの声があるが、その対策は、（２）技術職員の減少に伴う事業計画への影響はについてですが、人事に関する関連質問として答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、本町におきましては、特に専門職員の人材不足は喫緊の課題となっています。専門技術を有する職員、土木技術師、基幹産業であるお茶に特化した営農指導技師、保健師、社会福祉士などが挙げられます。今回のご指摘の営農指導技師におきましては、一昨年度、専門課程を修了し、数年、民間を経験した者を１名採用したところですが、１名というのは内部に相談相手がいないことから、入庁後の育成・養成に苦慮しているところで、今後将来に向け若干名の採用を検討していきたいとも考えています。

また、土木技師につきましては、入庁後、育成し、現場対応ができる状況にあったのですが、家庭の事情、遠距離通勤などの諸課題を抱えており、令和７年７月に退職するという結果となり、現在、経験者枠を設け、職員の募集を行っているほか、国土交通省の事業メニューにあります「地域インフラ群再生戦略マネジメント事業」に令和８年度秋以降を目途に取り組めないかと現在調整を図っているところです。

少子化による人手不足は年々深刻化し、日常業務にも支障が出始めていることから、高齢化を逆手に取り、セカンドキャリアの活躍の場を設けるなど、新たな戦略が不可欠と考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

次に、大きな２番、町道整備の考えについて、（４）府道宇治木屋線柚田地内の拡幅改良工事の予定はについて答弁させていただきます。

主要地方道宇治木屋線鷲峰山トンネルが開通し１年が過ぎました。国道３０７号から主要地方道木津信楽線白栖橋交差点が約１０分と時間短縮されたことに伴い、住民の方も宇治田原方面に向かわれる方が非常に多くなり、経済面・物流面が大きく変化していることは言うまでもありません。

主要地方道宇治木屋線は、国道１６３号と国道３０７号を結ぶ主要幹線道路である

ことから、ご質問の主要地方道木津信楽線から国道163号、特に木屋峠区間は路線改良の中でも難所区間であることから、早期工事着工というのは難しく、現在、和束町におきましては、住居連単地区における1.5車線改良を要望しているところでございます。

次に、3. 茶源郷ポイントの課題について、(2) 世帯へのポイントが消滅する事象についての対策はについて答弁させていただきます。

本町で管理しています茶源郷ポイントシステムについては、毎月、住民基本台帳に異動があった方のデータをシステムに反映している状況です。今回の物価高騰緊急支援給付金事業では、12月及び1月に死亡等で異動のあった世帯主に付与していたポイントにつきましては、令和8年2月20日に新たに設定された世帯主に世帯ポイントを付け替えたところです。2月中に異動のあった世帯主のポイントにつきましても早急に同様の処理をし、期限内に有効にご使用いただけるよう事務を進めてまいります。

以上、高山議員からいただきましたご質問の答弁とさせていただきます。

なお、他の質問につきましては担当課長のほうから答弁させます。

○議長（畑 武志君）

理事兼建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私からは、高山議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、大きい1番の行政サービスの維持についての(2)技術職員の減少に伴う事業計画への影響はについてですが、昨年4月の機構改革、また人事異動により、現行体制になりました。今、町長からの答弁にもありましたように、昨年建設農政課で職員が1名退職いたしました。想定していない退職だったことでもありましたが、課員一丸となり業務を遂行してまいりました。建設農政課の業務の性質上、経験年数を重

ねませんとなかなか農業関係事業、建設土木事業を進めていくのは難しいところがございますが、研修や先輩職員などにより、日々の業務の中で職員育成を行っているところでございます。

事業計画につきましても、関係団体と協議・調整を重ね、影響が出ないように努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、大きい2番の町道整備の考えについての（1）町道35号白栖撰原線の通学橋から町道37号西和東木津線までの拡幅改良の予定はについてでございますが、高山議員もご承知のとおり、計画自体は従前からございます。詳細設計や境界確定等、まだ進んでいないところもございます。橋梁や町道整備を各署で現在進めておりますので、そちらも併せた中で計画していきたいと思っておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

次に、（2）町道37号西和東木津線の石寺東出橋付近の法面改良工事の予定はについてですが、ご質問にもありました石寺橋架替工事、また当該区の要望にもございますとおり、こちらのほうも計画しているところでございます。橋の架替工事の関係で大型車両の通行もございます。迂回路にも予定しているところでございますので、拡幅を含めた路肩の補強を計画しているところでございます。

次に、（3）町道69号撰原下島線の長井から撰原公民館前間の拡幅改良工事の予定はについてでございますが、既に概略設計は済んでおりまして、今、基礎設計を準備しているところでございます。令和7年度の事業につきましては一部繰越しも予定しておりますが、基礎設計、測量、また詳細設計と順次進めてまいります。他のインフラ整備や予算のこともございますので、どの年度にどのぐらいの着工をとるところまでは、まだ細かく計画が進んでおりませんが、随時進めていく計画をしていますので、これも併せてご理解のほうをよろしくをお願いいたします。

以上、私から高山議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、私からは、高山議員の一般質問、大きな3番、茶源郷ポイントの課題についての（1）地域ポイントを利用される店舗の偏りについての対策はについてお答えいたします。

現在、茶源郷ポイントを利用できる店舗は町内に24店舗であり、町では随時、町内事業者の皆様へ加盟を呼びかけているところでございます。

ポイント利用状況につきましては、業種や事業規模により差が生じていることは事実でございますが、一部店舗からは、ポイントシステム導入により売上げが増加したとの声もいただいております。また、ポイントをきっかけに、これまで利用されていなかった方が来店されるケースもあると伺っております。

今後の対策といたしましては、新規加盟店舗の拡大に向けまして未加盟の事業所を訪問し、制度の趣旨やメリットを丁寧に説明するなど、積極的な働きかけを行う予定です。あわせて、加盟店に設置するカードの読み取り機につきましても、新年度に追加購入を予定しており、利用環境の整備を進めてまいります。

町といたしましては、加盟店の裾野を広げることで、ポイント利用の分散化と地域内消費の促進につなげていただきたいと考えております。

以上、高山議員からのご質問の答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

それぞれご答弁ありがとうございました。

ちょっと順番を入れ替えさせていただきまして、3番の茶源郷地域ポイントの関係からさきにご質問したいと思っております。

まず、今いろいろご説明いただきましたが、世帯主のポイント消滅したという事象ですが、これは担当課としては、いつ頃そのことについて確認をされたのか、いつその事象があるということをつかっていたのか教えてもらえますか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

ポイントが消滅する事象につきましては、1月に12月に異動された方の処理をするときに消滅するという事も把握はしております。そのまま1月に異動された方のポイントも消滅したことにつきましては、2月の初めにそうしたポイントの処理をしたときに把握はしておりました。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

今の説明のように1月の住基等の調整する異動時期ですね、そのときに把握されていたということなんです。本来であれば、これは世帯主の方につけてあるポイントでありますからね、その段階で住基情報は世帯主が異動されているはずなんです。なので、普通に考えると、やっぱりその時点で付け替えるべきなんです。その確認がなぜできなかったのかということなんです。

ちょっとご相談を受けた当該住民の方もやっぱりそのように申されておりました。それは当たり前だと思うんですよ。やはりどの事業でもそうだと思うんですが、そういった異動があるときにはしっかり確認をした中で、これが分からずにそのまま行けば、その世帯の1万ポイントですけれども、なくなってしまうわけですよ。これは1万ポイントでありますけど、やはり年金生活の方にとってはとても大きな額でございますので、今後そういったところはですね十分注意をしていただきたいと思いますというふうに

思いますので、よろしく申し上げます。

次に、店舗の偏りでございます。いろんなシステムの関係、タブレットというか、端末操作の関係からいろんな理由があって、加盟されていないところもあるのかも分からない。そしたら、私、質問で申しましたように、本来、町長の肝煎りとして町内の事業者を支援しようというのがこのポイントの趣旨なんですよね。その辺り、そしたら偏りがある、要するに、そのポイントの恩恵が受けられてない事業者に対してはどのようなことを考えておられるのか、町長。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

基本的に、今言われたように、これは私の肝煎りで、昨年整備した事業でございます。その点につきましては、当初、商工会等を通して全ての利用事業者にお話をさせていただいたということでございます。その中で、うちにはあまり効果がないという形で申し込まれなかった業者もおられるのは事実です。

私のほうには、あそこ行ったらこれが買えるのに何でしてくれへんのやろうと反対のご意見をいただいている部分もあったりもしまして、それにつきましては、リーダーという機械は導入しておりますので、それを担当課の方でしっかりと説明しながら、こういうご意見があるので、お宅でも買ってほしいと先ほど担当課長が答弁していましたように、店によれば、今まで来てこられなかったお客さんが来てくれるようになったという判断の意見もありますので、そういうところのメリットのほうも十分説明しながら新たに店舗を増やしたいというふうに思いますので、ご理解のほうをよろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

今回の国の物価高騰対策の支援給付金というのは、やはり事業者向けというのもあると思うんですね。12月議会のときは住民宛てということで一定のポイントで給付されましたけど、残りの3,000万円程度ですか、事業者向けという説明だったと思うんです。なので、そのときにやはりそういったポイントで恩恵を受けられないところに対して何らかの手当ができるのと違うかなというふうに思うので、これからまたいろいろ進められると思いますけど、そここのところについても町内の事業者はやっぱり維持できるような、そういう政策を考えていただきたいと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

ご意見として十二分にお受けしたいと思います。

今回も事業者向けで何とか使えないかという部分もあったんですけども、今言われた事業者と話をさせていただいたんですけど、額が小さいということで、そういう部分に関してはメリットがないということ言われたところもあったりとか、反対に、ちょっと高齢化が進んでる中で、家でネットワーク構築がされていないというようなところがありましたので、もう少し利便性が図れるようなシステムになるようにまた改善もしていきたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

ぜひそこは端末だけじゃなくて、いろんな形で支援ができるような形を検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、初めのほうに1番目の行政サービスの維持について質問させていただき

ますが、町長のほうからもありましたが、要するに、地域インフラ群再生戦略マネジメントですね、こういう中で、単独の自治体では対応ができないような技術職、技術の面ですね、行政サービス、そういったものは、周辺なりと連携をしながらやっ
ていこうということだと思うんですが、やはりこれほどことも困っておられると思
うんですね。なので、以前もこのことはお話ししたと思うんですが、府なり、また国
なりと調整・連携をしながら、そういった技術職の職員がいないところの業務を
何とかそういう形ででもできるような考えを進めていただきたいと思います。

先ほどもありましたが、道路工事についてもやっぱりなかなか計画どおり進まない
状況というのは、技術職がはいないから起こってくると思うんですね。その工事の遅
れは住民サービスの低下につながるわけですから、その体制をどう整えるのかとい
うのはやはり行政の責任だというふうに思いますから、そこは積極的に進めてい
ただきたいというふうに思います。

それと、町長のほうからございましたが、農業指導技術士、これをちょっとネット
のほうで調べさせてもらったら、営農指導技術士ね、営農指導員というのは、主
には農協のほうで職員として採用されて、その中でいろんな営農に関するこ
とを営農者に対してアドバイスされる業務だということでした。なので、先
ほど町長のあれにも、担当職員の方が相談できないとか、いろんなこと
もあると。ということは、やはり農協とうまく連携をしながら、本来なら
農協の業務だと思うんですよ。なので、そういう意味では、農協とも
連携・調整をしながら、やはり基幹産業である茶業がこれからうまく
発展できるような取組というのにも必要かと思うんですが、町長いかが
ですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今いただきました2点のご質問でございます。

まず、1点目の群マネにつきましては、地域インフラ群再生戦略マネジメントにつ

きましては、京都府の中では町村会が主になりまして、京都府技術サポートセンターというのを立ち上げていただきました。これに対しては、うちで言いますと、最近では「c h a n o v a」設計・審査、それから完了審査、施工管理等についてお願いをしたところがございます。この部分につきましては、使い勝手がどうかという話になるんですけども、派遣ということができないという状況の中で、ちょっとタイムラグが出るということがありまして、これは私が就任以来ずっと京都府の掛け合いをしておるんですけども、なかなかその部分が難しいということがありまして、その中で今出てきています群マネのほうなんですけども、これは各町村が直接できるということになりますので、現在うちには群マネは使ってないんですけども、コンサルと契約して、建設課のほうに技術職員1名を入れさせてます。これをもっと群れでやれないかと。今の場合は橋というところに特化しているんですけども、これを道路とか全ての群れでできないかということで、今は違うコンサルともいろいろ協議しながらモデル事業をやったり、業者とも話をしながら今いろいろ整備をしていますので、できることであれば秋ぐらいからその事業について何らかの着手ができないか、令和9年度には完全にそれで動かさないかということで今準備を進めてますので、その辺につきましてはご理解願いたいと思います。

2点目の営農指導員でございます。確かに言われるとおり、J Aのほうの主になってやっていただくという状況ではございますが、どちらかというところ、現在J Aの経営のほう共済・金融のほうに動いていまして、指導員が減ってきていると。

それともう1点は、特に、和束町自身の茶業の施業といいますか、肥培管理といいますか、その辺につきましては、意外と民間を使っておられる方が結構おられる中で、J Aのほうで農業資材を買って、それで農業をしているというよりも、半分以上が民間を買っておられるということもありまして、先ほどご指摘があったように、J Aと和束町との連携がうまく取れていないのは歴代の話でございます。私もそれは経験してきた1人でございます。

そういった中で何とかということで、京都府立の農業大学校もしくは茶業研究所を卒業した方を採用できないかということで、やっと去年1名、数年前までは私の先輩でいうと5人ほどおられたんですけども、それから30年ほどそういう採用がなかったのので、昨年1名採用させていただいたところです。

これはやはり私自身も思うんですけども、どうしても1人ではなかなか相談相手もない。その職員に、現場に出て行って農家さんと仲よくなって仕事をしなさいというもの、そうすると事務のほうができないということもあって、かなり葛藤をしているのも現実でございます。その辺も含めて、体制の見直しというのは今後取り組みたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

やはりこの要望書にもあるように、茶農家の方は、特に今回、事業を縮小しないといけないとかいう不安もあるわけですよ。今後どうなるのかということですから、やはり適材適所の人材をしっかりと確保していく努力というのは必要かと思えます。

今、若干、相談がどうのというお話もございました。町長の答弁の中に、高齢化を逆手に取り、セカンドキャリアの活躍という答弁がありました。私も70歳で、今のところまだ元気です。なので、まだまだ元気な住民の方はいっぱいいらっしゃると思うんです。そういった農業経験者の方の中で、実際の仕事は息子らに任せているという中で、そういうアドバイス程度だったらできるわという方もおられると思うんですよ。そういった方も含めまして、人材の確保というのは努力いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、町道整備でございます。

通学橋から上までですね、これは以前にも質問もさせていただきましたし、他の議員も、再三、拡幅については質問もされておられます。以前の経過があつて、予算を

つけてというのはなかなか難しいと思うんです。そこは実際に拡幅をやろうとすると難しいだろうな。

今、実態として、斜面が崩れて待避所が十分使えてない。また、枯葉がいっぱい道路がどこまであるのか分からないという状況なんです。その整理だけでもできれば道路幅が有効に活用できて、離合も十分できるんじゃないかと思うんです。

以前、長井の辺りで事故があったときに、私も夜、役場のほうに来る用事があって、通れないので止まっていたので、そこを上がったんです。そしたら前の車と上から降りてきた車と離合が困難で止まっていた状態で、知り合いだったので運転を代わって退避したという経験もあるんですが、今の現状では、やはりそういった不慣れな方がそこで十分離合できるかという、できないと思うんです。なので、その十分な拡幅というか、道路幅員の確保、現道の確保をお願いできないかなというふうに思うんですが、町長、これについてはどうですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

実際のところ、私が木津川市のほうに出るのに、本来ならば一番使わなければならぬ路線であることも認識しておりますが、どちらかといいますと、私自身も石寺橋の方に出るといようなこともあります。これは石寺橋のほうの道の拡幅が進み、それからまた運動公園のほうに出る道の拡幅が進み、どちらかという、そちらのほうに交通量が変わってしまっていて、その道を使っている車の最近交通量が減っているということがございます。その中で道路に落ち葉がたまるというのも、そういうことも含めた道路の副産物になってしまっているような状況になります。一旦、緊急車に掃除だけでもさせるようなことができれば、道路の通行が安易になるように原課と調整したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

先ほど言いましたように、やはり石寺橋は通れないということもあるので、白栖区
の大半の方がそこを今通られている。先日も見てましたら、やっぱり女性の方も上が
ってこられたんで、そういったところがあると思いますので、早急にそこは対応をお
願いしたいというふうに思います。

次に、東出橋付近の路肩補強なんですけど、先ほど答弁にもありましたが、計画はし
ているということなんですけど、それがいつなのかということなんです。

橋の工事はこれからどんどんどんどん進んでいくわけですね。土砂の搬出の大型車
両が通行するわけですから、それが進まないで橋の工事も止まってしまうというこ
とになるわけですね。なので、私が考えると、その路肩補強が先かなというふうに思
うわけですよ。やっぱり安全な搬出道路を確保してから大型車両を通行させるという
のが順番じゃないかなというふうに思うんですが、今のところその準備も何もされて
いないというふうに思いますが、これについては大体いつ頃をめどに東出橋付近の路
肩補強というのを考えておられるのか、担当課長。

○議長（畑 武志君）

理事兼建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

今ご質問の中でもありましたように、当然、地元のほうからの要望もあり、石寺橋
の工事の関係につきましても、橋をするまでに先に拡幅補強というのは当然必要なこ
とでございます。現在計画しておりますのは、令和8年度は橋の関係で岩掘削とか思
っておるんですけども、当然ながら、大型重機とかも利活用をさせていただきます
のでできれば、令和8年度にしたいと思っております。計画の都合で令和9年度にな

るかもしれませんが、できるだけ早いタイミングではそこをやって行って、地元の要望、また石寺橋の架替工事をスムーズに進めるためにも早く進めるつもりでありますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

ぜひ令和8年度にできるように、人員が少ない中で大変かと思いますが、ぜひそこはよろしくをお願いします。石寺橋の工事も止まってしまうことになるので、そこは計画どおり進められるようお願いいたします。

次に、撰原下島線につきましては、これから順次計画されるということでございますので、スムーズに計画どおり進められるようお願いしたい。毎年、区のほうからも要望もあるかと思えますしね。

次に、宇治木屋線柚田のところですが、これは柚田区からも、多分、毎年要望が出ているのかなというふうに思います。柚田区の方にお聞きしますと、今の道路拡幅というよりも、ちょっと違うルートの方も言われる方もおられるんですよ。なので、やっぱり区の役員の方と十分そこは区の思いも聞いていただいて、よりこの早くできる方法を検討いただけたらなと思うんですが、そこは町長いかがですかね。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今、高山議員が言われている話につきましては、1.5車線改良というのは住居の中をやる部分でございます。実のところ言いますと、木屋峠に上がってるところまでのルートがまだ確定されていない。一旦確定したんですけども、若干、その工事については中止ということになってしましまして、木屋峠から正法寺までの間のルート

を選定したときに、柚田川の対岸側、完全に住宅から離れたところに道を持っていくという計画を以前に地元にお示しした経過がございます。その関係がありましてその話が出ているとは思いますが、この件につきましては一旦消えたという判断をしてもらっていいと思っております。

ただ、取りあえずは木屋峠が一番のポイントになるというか、その法線をどこに持ってくるかによって大きく変わりますので、和東町としましても、今要望しておりますのは、今出来上がっているのは、正法寺の上がったところまで、それから柚田公民館の前、それから花王橋から若干の間。1.5車線というのは、一旦ブレーキは踏むけども、離合ができるという範疇の道路幅で、住居が両方から迫っているところについては、現段階では、その改良するのは家をどけるという話になりますので、これはなかなか難しい大きなお金になりますので、この辺は避けた形での1.5車線改良につきましては、京都府としても認識はしていただいていますので、これをしっかりと進めたいというように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

一旦その経過は消えたということなんですね。ただ、やはり住民の方はそういった思ひは十分まだまだ持たれているところもござひますので、そういう住民の方のそれぞれの思ひを聞いていただいて、まだまだ計画はこれからだと思ひますが、これから協議もそういう形で進めていただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたい。この計画どおり進められるように各課は努力をお願ひしたいということをお願ひいたしまして、私の質問を終わります。

以上、ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

高山豊彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、午後1時30分まで休憩いたします。

この後、議会運営委員会を開きたいと思います。

休憩（午前11時13分～午後1時30分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

それでは、議長の了解を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、診療所、牛込先生の退職についてお聞きします。

先生が着任されたとき、年齢は50代前半でした。これで和東町は20年間、先生の心配はないと安堵しました。ところが、この3月いっぱい退職されると聞き、驚きました。まだ4年足らずです。先生の評判もよく、何があったのか町長の見解をお聞きしたいと思います。

次に、先生の納得なくiPad（先生使用分）を交換されたと聞きましたが、どういふことか説明願います。

そして、宇治徳洲会病院の車が連日和東町へ入っていますが、和東町の働きかけはあったのかどうなのか、答弁願います。

また、診療所事務長が前回に続き兼務となっているが、これはなぜか、答弁願います。

次に、シルバー人材センター設立についてお聞きします。

過去に一般質問もさせていただきましたが、やっと設立いただき、馬場町長、ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

まず、担当部署がなぜ保険福祉課なのか。業務内容からして総務課あたりではないでしょうか。次に、現在の入会者数は何名でしょうか。そして、センターの形態はど

うされるんですか。一般社団法人か任意団体ですか。最後に、事務局長は公募と聞いていますが、確保できましたか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、村山議員からいただきましたご質問、1. 診療所 牛込先生退職について、（1）町長の見解をお聞きしたい、（2）主治医の先生の納得なく i P a d を交換されたと聞いたが、どういうことか、（4）診療所事務長が兼務になっているが、なぜか、大きな2番、シルバー人材センター設立について、（1）担当部署がなぜ保健福祉課なのかについて答弁させていただきます。

最初に、1. 診療所 牛込先生退職について、（1）町長の見解をお聞きしたいについてですが、率直に申しますと非常に私も残念です。牛込医師におかれましては、4年間、和東町で勤務いただき、住民の方との信頼も築かれ、国保診療所も昨年新たになり、しばらく勤務いただけるものと私は思っていました。が、昨年8月末に突然退職の意向を示されたことから、私自身も驚きを隠せず、地域医療の崩壊を招きかねないと考え、本年4月の対応に奔走したことを思い出しています。

次に、（2）主治医の先生の納得なく i P a d を交換されたと聞いたが、どういうことかということのご質問ですが、私が報告を受けたのは、セキュリティ保持のため、診療所内のネットワークのみで通信ができる機種を選定したと聞いております。患者の個人情報を守る観点から必要不可欠な対応であったと考えています。

次に、（4）診療所事務長が兼務になっているのはなぜかについてですが、和東町役場職員の現状を見ますと、職員の経験年数に大きなばらつきがあり、職務職階旧を持って組織を体制づくっている現状、経験の浅い職員に大きな負担を与えることもで

きず、現状管理職に負担がかかっていることは私自身も認識しているところで、さらに人材育成に注力し、バランスの取れた組織体制が構築できるよう取り組みたいと考えています。

事務内容など具体的に申しますと、保健・福祉・医療の一体化としてのメリットとして、まず1点目、行政と医療の連携強化が図られるという点でございます。また、地域包括ケア、在宅医療、予防事業が現場実情に即して進むことであります。地域の健康課題、主に高齢化や生活習慣病、在宅医療のニーズなど、保健福祉のデータと診療所の実感の両面から把握でき、特定健診・がん検診、介護予防などで行政側との診療所側が共通の目標を持てることが挙げられます。

2点目として、相談窓口が実質的に一本化され、福祉の相談から医療受診・在宅支援まで、切れ目ない支援を計画できることです。

3点目として、本町のような小規模自治体では、保健福祉課としての「地域包括の視点」と診療所としての「現場の具体的な対応」がかみ合うことで、住民の方々にとって利用しやすいサービスを生み出しやすいと考え、特に有効であることなどから、診療所事務長と保健福祉課長が兼務となっております。

議員各位におかれましても、ご理解とご支援賜りますようお願い申し上げます。

次に、2番、シルバー人材センター設立について、(1)担当部署がなぜ保健福祉課なのかについて答弁させていただきます。

シルバー人材センターで行われる事業は高齢者事業であり、高齢者の経験と能力を生かして、日常生活の場に定着して働く場を確保していくものであります。また、センターはそのような組織でもあります。したがって、町の住民各層の協力と連携の下で運営され、地域社会の発展、福祉の増進に貢献していくものと考えております。

このことから、高齢者福祉行政とのつながりが深く、担当部署としまして保健福祉課が望ましいと考えた結果でありますので、ご理解のほうをよろしくようお願い申し上げます。

ます。

以上、村山議員からいただきましたご質問の答弁とさせていただきます。なお、いただきました他のご質問につきましては、担当課長のほうより答弁させます。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、私からは、村山議員からの一般質問、大きな1の（3）宇治徳洲会病院の車が連日和東町へ入っているが、行政（和東町）の働きかけがあったのかについて答弁させていただきます。

このことについては、去る令和7年4月に宇治徳洲会病院側からアプローチがあり、同年4月17日に宇治徳洲会病院側が来庁され、町長と面会されました。そこで、宇治徳洲会病院側より、「和東町在住の患者の方の意見で、トンネルができたことから病院直通のバスを走らせたい。」旨の要望がありました。このことから、実際に下見に来られたところ、トンネル効果により非常に近くなっており、バスを運行させたいが、よろしいかとの内容でありました。当然、本町からの働きかけではなく、宇治徳洲会病院側からの要望、また民業圧迫にもならないよう宇治徳洲会側の自主的な経営取組としてお任せし、実現したものでございます。

本町としましては、和東町国保診療所とは物理的に距離を置いてもらい、宇治徳洲会病院のバス停は、和東茶カフェ付近や小学校のバスロータリーで設置していただくなど、一定の配慮はしておりますことをご報告し、ご答弁とさせていただきます。

続きまして、大きな2の（2）シルバー人材センター成立について、現在の入会者数については答弁させていただきます。

入会者数は、令和8年3月4日現在で22人ございます。入会者につきましては、恒常的にホームページやチラシの供覧で啓発し、また、会員の口コミで応募者を増やしていただけるようお願いしているところでございますので、また、今年度3月中に

もう一度入会説明会を予定しております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、大きな2、シルバー人材センター設立について、(3)センターの形態は(一般社団法人か。任意団体か。)について答弁させていただきます。

今回、和東町で設立しましたシルバー人材センターについては、任意団体で設立とさせていただきます。法人格を持たない団体として、比較的設立が早くすることができ、定款認証などの設立費用が不要なこと、活動や運営について自由度が高い点が挙げられます。また、維持コストが低く、小さいながらも始めたいという本町の方針に合致するものと考え、継続性と柔軟性を持ち合わせる任意団体からのスタートとしましたことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、大きな2のシルバー人材センター設立について、(4)事務局長は公募と聞いたが、確保はできたのかについて答弁させていただきます。

今回、公募といたしました理由については、透明性・公正性の確保がまず一つでございます。内部指名でなく、広く募集して選考過程を明確にし、ガバナンス強化に努め、一定、専門性の高い人材を確保したいと見込んだためでございます。今回、シルバー人材センター設立に当たり、組織の信頼性や方向性を示すための手段でもあります。

また、募集については、事務局員を若干名という形で回覧で公募しており、去る2月27日で締め切ったところ、2名の応募がありました。

つきましては、シルバー人材センター会長、副会長もしくは理事数名等による面接にて採用を決定していただく流れとなります。一定、軌道に乗るまでは、担当原課である保健福祉課からのサポートが不可欠と考えてはおりますが、一定期間を目途に自主運営ができるよう考えているところでございます。何とぞご理解いただけますようお願いいたします。

以上、村山議員からの一般質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

5番、村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

どうもありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず、診療所の牛込先生の退職についてですが、これは今年の11月中頃くらいに住民の方から家へ電話があり、先生が辞められるのを知っているのかということで、全然寝耳に水だというお答えをさせていただきました。そこで、住民の方が署名集めをしたいということをおっしゃられたんですが、ちょっと待ってください。先生の意向も聞いてみないと、勝手に署名集めをしても迷惑がかかるので、ちょっと先生と話しさせてくれということで、先生にアポイントメントを取って、3日後に面談させていただきました。時間的には約40分だったんですけど、そのときにいろいろ話をされましたが、一般質問の内容の2、3、4は全部、牛込先生が不満を持っておられるということで、これを今回問い質しをさせていただきました。

それで、町長のほうからも見解のほうでは残念ですと、やはり町長のほうも残念だと思っておられることは、しごく当然だと思うんですが、それから次の先生を探すには非常にご苦勞をされたと思います。

主治医の先生の納得なしでiPadを交換されたということは、一応セキュリティ等のことは今、町長のほうから答弁いただきましたけども、先生が納得されてないということは深い話をされてないんじゃないかと。そこまで器具を勝手に交換されたということで先生は不満を持っておられるんですが、どこまで先生に話をされたか。町長なり課長、どちらでも答弁願いたいんですが。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの村山議員からのご質問にお答えさせていただきます。

いきさつといたしましては、先生や看護師さんより外部で使用できるモデルを導入

し、往診時に外部で使用したいとの相談は一定ありました。そのことについて、電子カルテの導入業者である代理店に要求したところ、メーカーが外部での利用は推奨しない旨の説明がありました。これについては町長からもありましたようにセキュリティの部分ですね、電子カルテの個人情報専用回線以外からやり取りすることとなりますので、個人情報が流出しかねない事象が発生するという可能性があることからでございます。

については、その旨は先生や看護師さんに言って、私並びに導入業者から報告説明をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

5番、村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

一応、先生のほうには説明しているということだけども、しかし、先生のほうは納得されてないと。だからその辺のやはりコミュニケーションの不足があるんじゃないかと個人的には思います。

それで、4番目ですかね、診療所事務長が兼務となっているかというところなんです。が、課長、診療所事務長として1週間にどれぐらい診療所のほうに行っておられるか、その辺の答弁をお願いしたいです。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

おおむね毎日顔を出すようにはしておりますが、何分デスクが保健福祉課のほうにございますので、主にそちらの方にいるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

5番、村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

毎日、一応出るようにはしているということなのですが、時間的に、1回行ったらどれぐらいの時間、診療所にいられるのか、その辺、答弁を願いたいんです。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

おおむね、事の内容によりますが、長いときで30分かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

5番、村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

先ほど町長のほうから、いろいろ兼務となった理由も聞かされましたけどね、やはり兼務とすれば、実際、両方の仕事は公平に絶対できないと思うんですね。偏りが出る。2対8とか1対9になると思うんです。今、課長の話では、30分ぐらいいうことは、実際、兼務としてもなっていないと思うんです。この兼務の件は、牛込先生のほうも、何度か町長に兼務は駄目だと要望したと言っておられるんですね。だから、やはり先生のその要望を全然無視しているというような形になるんですけども、町長、先生は何回か要望したと言っておられるんですが、事実でしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

確かにその件につきましては、何度か先生のほうからお受けしております。

○議長（畑 武志君）

5番、村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

やはり事務長というのは、仕事だけじゃなしに、先生と行政のほうの緩衝役という意味合いも含んでいると思います。だから、常に牛込先生の懐に入り込むというような形が本来あるべき姿じゃないんですか。やっぱり30分程度ではね、全然、心が通じ合わないと思うんですけどね、その辺、課長それでよかったと思っているんですか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

前回、高山議員、岡本議員よりも同じ指摘いただきました。

やはり私としてもコミュニケーション不足というのは否めないのかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

5番、村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

それと、課長、通告のところには書いてないんですけども、一つ確認させていただきたいんですが、昨年度、「chanova」で外科の先生の講演会があったと聞いてるんですけども、それは事実ですか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年、地域包括の関係でリハビリテーション病院と山城病院で講演は同じような講演をさせていただいているというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

5番、村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

その件でもね、先生、牛込先生はこんな話は聞いてないということでね、ちょっと不満を持っておられました。だからこういうやはり医者というのはね、横のつながりがかなり強いんですよ。だからそういうことはやはり先生に今度こういう講演がありますということぐらい一言伝えていただきたかったと思います。

それと、先ほど先生40分ほど面談させていただいたんですけど、最後終わって、椅子から立って挨拶したときに、両手で握手を求めてこられたんですわ。だから私はそのときに先生はかなり孤独感といいますかね、孤立感を感じておられるんじゃないかと思ひまして、非常に同情を覚えました。だから町長、やはり私ね、今回、牛込先生と会談させてもらって、先生に対するリスペクト感というものがあんまり感じなかったんですね。だから町長もやはり町長は管理人ですけども、先生は使用人として、どこか頭の底にあるんじゃないか、その辺を思うんですけど、町長どうですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

村山議員のご指摘の点につきましては、私も十二分に反省するところであるというふうに考えております。先ほども答弁させていただきましたとおり、今の管理職につ

きましてはかなりの負担をかけているということについては私も十二分に認識しております。これはほかのところの兼務でも同じような事例があったりとかいうこともありましたし、なかなか兼務というのは難しいというところもございます。

それと、人間と人間の関係でございますので、その部分についてコミュニケーションの図りやすい方、図りにくい方というのもあったりもするかと思います。牛込先生のことだけではなく職員同士がもう少し連携を図りながらコミュニケーション能力を高めたいと私は思っております。その点については、令和7年度の機構改革における和束町の苦肉の人事について反省するべき点につきましては、今後解消できるよう職員と一丸となって努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

5番、村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

ありがとうございます。

以前、テレビを見てましたらね、医大生、要するに医師になりたい学生の話をお聞きしますと、開業医は別として、やっぱり勤務医を希望する方は、ほとんど大都市圏内で勤務したいということをお考えおられると聞きました。だから、こういう過疎的などころは金銭的な条件はよかってもなかなか来られないと思います。だから、今回早いこと後任の先生を探していただいたことは、やはり町長、ご努力に対して感謝いたします。

だから、後任の先生山田先生でしたね。このようなことがないように、先ほど事務長あたりだったら、そこそこ経験がなかったら駄目だということですけども、緩衝役として仕事を先生がしやすいような環境づくりには、やる気のある、少々若かってもよろしいですけども、やはり兼務を外していただきたいと。

今回のこういう結末を大いに反省していただいて、後任の先生には兼務じゃなしに

事務長をつけていただきたい。その辺について、町長、答弁をお願いしたいです。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今の件につきましては内部人事でございますので、いろいろ管理職と相談しながら人事をしていくということになろうかと思えます。今の但馬課長の前任の事務長、前々前任の事務長につきましては専任で置かしていただいた。ただ、中の事務につきましていろいろ調整をさせていただいた結果、その部分について、コミュニケーションの部分にはちょっと外れますけども、そういうところも含めた中で職員配置ということについても検討していく必要があると思っておりますので、この点につきましては、できる限り配慮するということはご答弁させていただきますけれども、なかなかその辺りについても、若い職員に大きな負担をかけるということもなかなか難しい部分もございますので、その辺も含めた中で、今の管理職にしっかりと頑張ってもらいながら前向きに考えたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

5番、村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

ありがとうございます。

今度の山田先生とは積極的にコミュニケーションを取っていただいて、絶対にこのようなことがないようにやっていただきたいと思えます。

それでは、シルバー人材センターに移らせていただきます。

先ほど現在の入会者人数は22名ということなんですが、令和元年9月議会で一般質問させていただいたときの資料では、当時、宇治田原町は会員が104名いらっしゃるということでした。人口からすると倍として、やっぱり40名ぐらいは必要かと思

うんです。先ほどいろいろ3月にもアピールをして増やすということですが、この間の資料ですけども、草刈りで時給1,500円もらえるんですね。だから、かなり人は増やせると思うんですね。だから、基本的にロコミがやはり一番大事だと思うんですけども、その辺もう一度、課長、答弁をお願いします。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年12月にシルバー人材センターの募集といたしますか、説明会を行いました。そのときにも十数名来ていただいて、午前・午後で20名程度の出席があったと記憶しております。また、そのときにも常にロコミで、まだシルバー人材センターの登録をお願いします。また私も知り合いに対しまして、そういったスカウトではないですが、お声かけはさせていただいているところがございますので、今後ともお声かけ、ロコミは続けていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

5番、村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

○ありがとうございます。

この間、臨時総会議案書に基準単価というものが載ってますね。屋外清掃1,200円、草刈り1,500円、庭木の手入れ・剪定は1,800円です。この単価については、今どのくらいのところを回っているか。議案書は総会での議案書ですけども、一般の人はこの単価をどこで知ったらいいのか、その辺を答弁願います。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては総会資料でございますので、シルバー人材センター登録をされている会員の方々からまた口コミで広げてもらいたいというのもありますし、今回の3月末に予定しております説明会でも、こちらのほうは説明させていただこうかなというふうに思ったところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

5番、村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

そして、最後ですけども、役員メンバーに行政から岡田参事、細井君は入っているんですけど、なぜ福祉課長が入ってないのか。担当部署が福祉課じゃないですか。その辺はどうお考えですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

その点については私のほうから答弁させていただきます。

先ほども申しましたとおり、人材センターにつきましては、今年が立ち上げでございます。立ち上げの間につきましては、福祉課のほうに担当部局を置かせていただくということを考えておりますので、事務局のほうで担当課長については対応させますので、その点ではご理解のほうをよろしく願います。

○議長（畑 武志君）

5番、村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

よく分かりました。

実際、会長が社協の会長、副会長は私、事務局長が公募と聞きましたので、はしごを外さないようにしてくださいよ。

以上。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。すいません、ちょっと笑ってしまい申し訳ございません。

基本的には、今の段階で、立ち上げにつきましては町内の各種団体の長の方に充て職といいましたら失礼な言い方なりますけども、お願いをしたというのが現実でございます。老人クラブの連合会長をしておられる村山議員につきましては、そういう立場で参画していただきたいということでございます。

それと、社協の会長につきましては、もともとボランティア系の団体でございますので、そういうところのノウハウを含めて対応していただきたいということでお願いをしているところでございます。

また、町につきましては、今後の予算とか、それからいろいろな支援について動かしていきたいということで、うちの幹部職員を配置させていただいたというのが現実でございます。

はしごを外すということよりも、まずは私にとっては、これをこの1年間、令和8年度で何とか動かし出したいと。ちょっとでも走り出してもらえると9年、10年と続きますので、その点についてはしっかりとサポートしていきたいと考えておりますので、ご理解のほうをよろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

5番、村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

町長、課長、長々ありがとうございました。これで終わります。

○議長（畑 武志君）

これにて、村山一彦議員の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩（午後2時05分～午後2時10分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

議長のお許しを得ましたので、私のほうから一般質問させていただきます。

まず、第1ですが、和東町の大規模災害時の避難計画はということでお尋ねします。

和東町の事前防災行動計画、いわゆるタイムラインですが、それについてお伺いをします。

また、2番目には、避難行動要支援者の和東町の基準、これは各自治体で基準があると思うんですが、その基準についてお伺いをします。

3番目に、要支援者の実際の災害時に誰かに共助という形で助けを求めるわけなんですが、その共助を求める方々のサポーターグループというのが形成されているかについてお伺いをします。

大きな2番目としましては、和東町の広報活動に資するネット戦略があるかというところで、まず1番に、町内に向けての情報伝達手段として、今の茶源郷行政情報配信システムの中身をアプリ化するといいますか、それで携帯電話等でも確認できるような形ができるのかどうかをお尋ねします。

次に、ホームページ委託業者への年間委託料、それとその業者が実際に行っている作業の詳細というのはどういうものかと。これは役場と業者の間での役割分担ですとか、実際に掲載する事案が出てから、掲載するまで、もしくは業者も絡めて、全体像をホームページのほうに掲載するまでのプロセスのフロー図の提出を求めています。

これは今回求めているんですが、提出はないようです。

第3番目、広報ネット戦略として、SNSやホームページを活用する場合のタイムリーな随時更新が必要だと思いますが、その専門の部署というのをつくれないうかについてお尋ねします。

3番目に、空き家バンクへの空き家提供を巡る役場の対応はということで、本年4月から住所変更登記というのが義務化されることを踏まえて、空き家の所有者へのアプローチ方法、新たなアプローチの方法っていうのを、アイデア等をお聞きしたいと思います。

その2番目には、移住者が求めている物件、それと所有者が提供できると思っている物件の内容に差異があるために、多くの空き家所有者へ正しい情報、実際に移住者が求めている空き家とはどういうものかというものの情報を告知できないかについてお伺いします。

4番目に、交通網の抜本的な見直しが必要ではないでしょうか。

住民の希望する交通網、それと現在の交通網に乖離があると思われまう。これを見直す方策の一つに、以前から申し上げているライドシェアというものがあると思えまうすが、導入に向けての調査はできないでしょうか。

以上です。あとは自席にて質問させていただきます。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、山本議員からいただきましたご質問、1. 和東町の大規模災害時の避難計画は、（3）共助を求める場合のサポーターグループは形成されているか、大きな2番、和東町の広報活動に資するネット戦略はあるか、（3）広報ネット戦略としてSNSやホームページを活用する場合、タイムリーな随時更新が必要だが、その専門部門をつくれないうかについて答弁をさせてい

たきます。

最初に、1. 和東町の大規模災害時の避難計画は、(3) 共助を求める場合のサポーターグループは形成されているかについてですが、議員もご存じのとおり、自治体ごとに各災害における防災計画が策定されており、また、その上位には、広域避難計画などが整備されています。一たび災害が発生しますと、まず「自助」、そして「共助」、その後に「公助」となると考えています。

議員ご質問の「共助」については、地域で助け支え合うことを指します。戦後は消防団活動が強固な「共助」であったと考えますが、近年は地域コミュニティーが希薄になり、若年層が少なくなったことに伴って、「共助」が弱体化してきたことから、本町においても地域防災組織の立ち上げを数年前から取り組んでいます。本年度においても木屋地区において説明会を実施し、組織化に向けた取組を行っているところです。

次に、2. 和東町の広報活動に資するネット戦略はあるか、(3) 広報ネット戦略としてSNSやホームページを活用する場合、タイムリーな随時更新が必要だが、その専門部門をつくれなにかについて答弁をさせていただきます。

和東町の広報につきましては、現行、相楽東部広域連合事務としてその任務を担っていただいています。庁内におきましては、総務課職員が担当をしています。しかしながら、本町におきましては、昭和57年から平成17年までの約30年間、CATVを放送していた時代があり、職員全てが広報マンであるという気風は今も残っていることから、ホームページなどの即時広報は今も担当課が担うという体制を維持しているのが現状です。

限られた人員の中で業務を担っている環境から、即時対応ができてないというご指摘には答弁しにくい点は多々ありますが、何分ご理解を賜りたく考えています。

しかしながら、情報社会において、いち早く住民に広報することの重大さや町に活気を持たせるための手段としては非常に重要な業務であることも承知しておりますの

で、甘んじることなく、職員が業務に向き合う環境づくりを行ってまいりたいと考えていますので、ご支援、ご理解のほどよろしくお願い申し上げ、山本議員からいただきましたご質問の答弁とさせていただきます。

なお、いただきました他のご質問につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

それでは、山本議員からいただきました一般質問、大きい1番、和東町の大規模災害時の避難計画はの（1）和東町の事前防災行動計画（タイムライン）は、（2）避難行動要支援者の和東町の基準はについて、また、大きい2番でございますけども、和東町の広報活動に資するネット戦略はあるかの（1）町内に向けての情報伝達手段として携帯やスマホの活用を具体化できないか。特に、茶源郷行政情報配信システムをアプリ化することは喫緊の課題で、同システムの提供元との協議はできるか、（2）ホームページ委託業者への年間委託料と業者が実際に担っている作業の詳細は何か、また、役場と業者の役割分担や掲載するまでのプロセスのフロー図の提出を求めるについて答弁させていただきます。

まず、大きい1番の（1）でございますが、本町の防災行動計画について、本町においては計画はいまだ策定をしておりません。令和2年に作成いたしました和東町防災マップには避難行動ガイドとして、警戒レベルに応じて避難していただけますよう掲載しているところでございます。

また、令和7年3月に改訂いたしました和東町地域防災計画には、災害予防計画の避難に関する計画により、避難等の基準も定めているところでございます。令和8年度に改訂を予定しております和東町防災マップにつきまして、内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

続いて、大きい1番の（2）でございますが、本町における避難行動要支援者の基

準についてでございますが、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など特に配慮を要する方で、災害時に自力での避難が困難で、周囲に助け(共助)が必要な方が対象となります。

また、今年度におきましても、避難行動要支援者名簿の中より、個別避難計画の作成を内閣府のモデル事業として、京都府と協力しまして策定を進めているところでございます。また、民生委員の方や消防団員と協力して進めているというのが現状でございます。

続いて、2番、(1)についてでございますが、行政防災無線設備の更新に伴い、ラインアプリ機能と連携が可能となりました。新年度より和東町公式ラインアカウントを創設させていただき、運用開始に向けて準備を進めているところでございます。

また、内容につきましては、「防災行政無線放送内容」の情報をLINEでも配信を行うということでございます。また、メールでの配信も可能となるということもございます。

次に、茶源郷行政情報配信システムのスマホ向けアプリの運用でございますが、こちらにおきましては、令和2年の事業更新時にタブレット型へ移行させていただいております。その際にコロナ交付金を受けていることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に抵触しないか確認させていただき、抵触しないことが明らかであれば提供元との協議させていただくということは可能でございます。その際、改修費等も発生しますので、内部で議論し、検証を進めてまいりたいと考えております。

続いて、(2)でございますが、委託業者へ年間委託料として139万4,000円をお支払いさせていただく予定でございます。こちらにつきましては令和8年度予算でございます。ホームページソフトウェア保守料という形でお支払いしておりますので、ご質問の掲載までの役場と業者の役割分担につきましては、特に業者に掲載について作業をしていただいているという部分はございません。あくまで記事掲載につきましては全て原課担当者で作成し、原課の課長が承認するということとしておりま

すので、業者とのプロセスフロー図もございませんので、ご理解をお願いいたします。

以上、山本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、私のほうからは、山本議員からいただきました一般質問、大きな3番、空き家バンクへの空き家提供をめぐる役場の対応は、（1）本年4月から住所変更登記が義務化されることを踏まえ、空き家の所有者へのアプローチ方法のアイデアはあるか、（2）移住者が求めている物件と所有者が提供できている物件の内容に差異がある。多くの空き家所有者へ正しい情報を告知できないか、それと、大きな4番、交通網の抜本的な見直しが必要でないか、（1）住民の希望する交通網と現在の交通網に乖離がある。これを見直す方策の一つにライドシェアがあると考えているが、導入に向けての調査はできないかについてお答えさせていただきます。

まずは大きな3、空き家バンクへの空き家提供をめぐる役場の対応は、（1）本年4月から住所変更登記が義務化されることを踏まえ、空き家の所有者へのアプローチ方法のアイデアはあるかについてお答えさせていただきます。

和東町では、これまで空き家バンクの運営につきましては、和東町活性化センターに委託して事業を実施してまいりましたが、令和8年度からは会計年度任用職員を配置し、町が直営で事業を行う予定としております。相談窓口を町に一元化することで、所有者の皆様にとって分かりやすく、利用しやすい体制を整えてまいりたいと考えております。

空き家所有者へのアプローチにつきましては、これまで同様、固定資産税納税通知書への案内チラシの同封を継続しますとともに、町内各地区から情報提供のあった空き家につきまして、ポストへの案内チラシの投函等も行っております。

加えて、本年4月から住所変更登記が義務化されることを踏まえ、登記手続の検討

の契機として、所有者の方が空き家の利活用を考える機会が増えることが見込まれます。町といたしましてはこうした機会を捉えまして、空き家バンク制度の周知や登録のご案内を丁寧に行うことで、所有者への働きかけを強化してまいりたいと考えております。

続きまして、山本議員からの一般質問、大きな3番、空き家バンクへの空き家提供をめぐる役場の対応はの(2)移住者が求めている物件と所有者が提供できている物件の内容に差異がある。多くの空き家所有者に正しい情報を告知できないかについて答弁申し上げます。

移住を希望されている方につきましては、比較的安価な物件や古民家風の建物などを求められる傾向がございますが、安価な物件は修繕箇所が多く、結果として費用がかさむ場合もございます。本町では、和束町空き家活用移住促進事業補助金により改修費の一部を支援しておりまして、移住希望者の負担軽減につながるよう取り組んでおります。

空き家の状態につきましては、所有者へのヒアリングや登記情報を基に、可能な限り正確な情報をホームページに掲載しておりますが、実際の状況は内覧時に確認いただくことが重要であり、契約までの間に疑問点を丁寧に解消いただけるよう職員がサポートしております。

空き家バンクへの登録に当たりましては、相続や登記の整理、また残置物の処理など、所有者にとりましても負担となる手続きが多いということがありますことから、登録に至らないケースもございます。こうした負担を軽減し、より多くの物件を登録いただくため、現状のままでも登録可能とし、必要に応じて専門家の助言や補助金制度をご案内するなど、所有者の不安解消に努めております。

移住者が求める情報と所有者が認識している物件の状態に差異が生じないように、今後は所有者向けの説明資料の充実や登録前の現地確認の強化など、情報の正確性向上に取り組み、双方にとって納得性の高いマッチングにつなげてまいりたいと考えてお

ります。

続きまして、山本議員の一般質問、大きい4番、交通網の抜本的な見直しが必要ではないか、(1)住民の希望する交通網と現在の交通網に乖離がある。これを見直す方策の一つにライドシェアがあると考えるが、導入に向けての調査はできないかについて答弁申し上げます。

地域公共交通を考える上で、個人が自家用車を使って有償で他人を運ぶ配車サービスであるライドシェアもその方策の一つであり、現在、日本版ライドシェア、タクシー会社の管理の下、一般ドライバーが自家用車で有償運送を行うというサービスは、タクシーが不足する特定の曜日や時間帯に限定して都市部等で運用されておるところです。交通空白地での公共ライドシェアにつきましては、現在、京都府内では舞鶴市や京丹後市の一部地域で導入されておりますが、その近隣でも和束町と同じ予約型乗合交通も導入されている事例もあることから、既存の予約型乗合交通の改善に加え、ライドシェアを含む新たな交通手段の可能性については、今後、国の制度の動向やほかの自治体の先行事例を注視しつつ、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、山本議員からのご質問にお答えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございました。

では、1番目から質問させていただきたいと思います。

和束町の事前防災行動タイムラインという1の(1)ですね。これについて、地域防災計画の避難基準を記していると言われてはいますが、実際にタイムライン事態は、多分、自治体はほとんど策定しないといけないと思うんですね。先ほど、まだつくっていない。計画策定は令和2年度にただけで、その後、策定していないという

ことですか。お願いします。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

お答えさせていただきます

和東町におけます正式なタイムラインというのは、策定はしていないということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

それは何か要因というか原因というか、時間がないとか、手が足りないとかそういうことでまだできてないということでしょうか。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、都市部におきましてはタイムラインのほうを策定しておられるところもございまして、また、過疎地域等町村部につきましては策定していない町村も多いということでございまして、本町におきましても、一応、先ほど私もお答えさせていただきましたとおり、令和7年3月に改定させていただきました地域防災計画につきましては、その基準というのがございますので、令和8年度に改定予定をしております防災マップにつきましては、そちらのほうを整理しながら掲載のさせていただきますというふうに思っているところでございます。

また、ハザードマップのほうへもマイタイムラインの作成シートも掲載する予定でございますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

そしたら、令和8年度のマップの配布とともに、町のタイムラインというのは発表されるような形と考えてよろしいですか。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

お答えさせていただきます。

やはりタイムラインの作成につきましては、いつ誰が何をするというのを時系列でまとめたものでございますので、台風、風水災害等につきましては大変役に立つということでございますので、そちらのほうを改めて掲載させていただく方向で検討させていただくということでございます。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

住民の方へも、タイムラインをベースにして、個々の方がマイタイムラインを策定できるような勉強会とか、そういった説明会みたいなものをできればしていただければと思います。

ありがとうございます。

2番目なんですけど、避難行動要支援者の和東町の基準ということで、先ほど基準をおっしゃっていただいたんですけども、一般的な基準として、高齢者では何歳以上ですとか、介護保険の要介護何以上ですとか、障害者手帳何級を持っている方とか、

そういう一般的な基準があると思うんですけども、和東町ではその基準というものはありますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

お答えさせていただきます

避難行動要支援者の基準でございますが、先ほど申し上げた部分につきましては全体的な基準でございます。細かく申し上げますと、おっしゃられたように高齢者65歳以上、また介護保険要介護認定者3以上、そして身体障害者手帳1級、2級を持っておられる方、療育手帳のA判定の方、また精神障害者保健福祉手帳1級、2級を持っておられる方が和東町の基準ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。はっきりしました。

2021年の災害対策基本法の改正の中で、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を努力義務としているということで、これは先ほど作成されているということでよろしかったでしょうか。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

議員のご質問にお答えさせていただきます。

個別避難計画につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今年度、国のモデル事業で採択していただきまして、京都府と山城南保健所と協力いただきまして、本町

において1名の方を認定させていただきましたので、計画については策定したということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

1名の方の個別避難計画はつくったということによろしいですか。

これは今後、要支援者の方は1名だけしかおられないということではではないですか。どうですか。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

お答えさせていただきます。

要支援者名簿につきましては、平成25年に国のほうから義務化ということでございますので、それに基づきまして和東町も作成させていただいたところでございます。

公式発表させていただいている数につきましては250名ということで、その中の1人の方を対象に策定をさせていただいたところでございます。

今後におきましても、来年度に向けまして要支援者の方のマッピング作業をさせていただいているところでございます。こちらにつきましては、マッピングすることによって、どの地域にどの程度の支援者の方が移住しておられるかというのもございませし、それと併せまして和東町のハザードの危険地域に密集しているところから、順次策定のほうをさせていただきたいというふうに考えているところでございますが、また、こちらにつきましても、孤立しておられる方ということは、当然、共助の場合、すぐに避難できないという方も対象にはさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。大変よく分かりました。

次に、共助を求めるというところに続くんですけれども、今も要支援者がいらっしゃるという地域で、その方を助けるサポーターというのが必要だと思うんですけれども、その方が暮らしておられる地域で、そういったグループというのをある程度はつくる必要があるのかなとは思っています。その方がそういった情報を公開しないでくれとか、個人情報に関わる場所があるとは思っていますけれども、許す限り、いざというときにその方を助けるような体制といいますか、その地域の体制をその地域の方に任すんじゃなくて、ある程度、行政のほうリーダーシップを取ってやっていただくというようなことはできますか。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

お答えさせていただきます。

個別避難計画におきましては、対象の方の同意が必要ということになってございます。こちらにつきましては、やはり病床の関係とか、個人情報の観点から発表できないという方もございますので、やはりそちらのほうはルール的には町のほうとしても同意をいただいてからということにはなるとは思うんですけれども、やはり町といたしましても、災害意識の向上につきましては減災につながるということでございますので、正確な情報発信や啓発活動には努めたいということをおっしゃいます。

そこで、昨年12月9日ですけれども、地域で助け合い、命を守る勉強会ということで、個別避難計画の作成について勉強会のほうを開催させていただきました。

こちらの内容でございますが、講演をさせていただいたときに和東町における過去の被災体験ということで、平成28年発災を体験されました方のお話を聞き、何をす

るべきかということをお教えをいただいたというところでございます。

また、それ以外に和東町で起きました過去の災害、また和東町のハザードリスク、それと和東町の避難行動要支援者について、また和東町における避難計画の様式についてということで、こちらにつきましては、民生児童委員の方、消防団の方、自主防災組織の方、各区長、それと社会福祉協議会に協力をいただきまして、それらの方に出席を求め勉強会をさせていただいておりますので、町のほうからもある程度の目的意識を持って町民の方にお知らせしているというところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。ちょっと安心しました。

和東町自体は、多分、奈良盆地東縁断層帯ですか。影響があるとしたらその部分が影響が出てくるのかなと。ずっと南海トラフが「起こる」「起こる」と言いながらまだ起こってないわけですけども、実際起こったときに、今までの計画ですとか、マイトimelineですとか、それが即時に活かされるような啓蒙も含めて今後お願いしたいと思います。

ありがとうございます。

そしたら、2番の和東町の広報活動に資するネット戦略はあるかというところですけども、先ほどおっしゃっていただいた行政情報配信システムのアプリ化についてですが、今アプリ化を進めているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今アプリ化につきましては、議員のご質問にありましたように、できるかということでございますので、今のところは、コロナ交付金を頂いておりますので、補助金等の適正化の法律に抵触しないことが明らかであれば、開発元と協議をさせていただくということでお答えさせていただきました。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

抵触するかしらないかというのは、今その調査をされていて、どの段階まで来ている。「分かる」、「分からない」、「まだ大分かかる」、どうなんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、コロナ交付金を活用して、令和2年に事業をタブレット型に変更させていただいている事業でございます。私が申し上げましたのは、議員のご質問のとおり、今の情勢、携帯電話でそれに掲載することであれば皆さんお持ちいただいて、手軽にご利用できるということは重々承知していますけれども、今までは各家庭においてWi-Fi環境がなければこの事業は進まないということで進めさせていただきました。ようやく宣伝の効果等もございまして、当初500台購入しているんですけども、そのうちの450台程度は配付をさせていただいているところでございます。まだ、あと50台残っているということでございますので、抵触する場合、今そういうアプリに移行しますと、どうしてもネット環境のない方、また手軽になりますので、その50台は必ず余ってくるということも予想されます。ですので、当初は500台タブレットを配らせていただくと

いう目的で事業を進めていますので、アプリに変更した場合、適正化の補助金に触れないかどうかというのを確認はさせていただきたいんですけども、こちらにつきましては、ある程度の事業の制限期限というのが設けられていまして、大体タブレットの通信機器等につきましても、6年間の耐用年数があるということでございます。また、基のシステムの通信機になりますと9年間の耐用年数がございますので、令和2年に事業を始めていますので、今でタブレットにつきましては5年、もう1年、耐用年数が残っているということでございますので、まだ関係省庁のほうへは確認していませんので、また急いで確認をさせていただいて返答させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

そういった問題がクリアになったら、できるだけ早い段階でアプリ化を進めていただければと思います。誰でも見れるようになるということになりますので、よろしくをお願いします。

あと、幾つかあるんですが、時間があまりないので、先ほどのソフトウェアの保守料の件ですね、ホームページを掲載するための業者に支払っている部分なんですけれども、内容についてはまた後日聞かせてください。

これについては、保守というのがどういう内容なのかお伺いできればと思います。

もう一つ、(3)の広報ネット戦略としてのSNSやホームページを活用するという部分なんですけれども、これは以前からずっと言っていることで、一度、町長のほうにも言ったときに、SNSを使うと誹謗中傷の的にさらされるということであまりやらないんだということは断言されてたんですけども、そのときから大分時代も変わってきて、SNSを活用して町をもっとアピールするということが出てきてますの

で、その辺はSNSを活用した広報戦略というのも立てていただければと思うんですが、何分、そういった人員ですね、今ホームページも随時更新をなかなかできないような状態で進んでいる中で、そういった部分もできるだけ専門とは言わずとも、もう少し力を入れてやっていただくような体制を組んでいただきたいと思います。

そしたら、3番の空き家バンクの提供を巡る件ですけれども、いつも固定資産税のときにチラシを入れるということを言われているんですけれども、もう少し何かプラスアプローチが欲しいなというのが感覚としてあります。これは極端な例ですけれども、大阪府寝屋川市、2026年3月、居住実態のない空き家に対して独自の空き家流通促進税を導入するということを発表していきまして、2029年度開始を目指す方針を明らかにしたと。市域全域の6,400戸が対象となると。6,400戸の対象に対して、既存の固定資産税に上乗せして、30から50%を課税するというようなことを調整していると発表がありました。

京都市は、市街化区域を限定して、2030年から開始するという予定というようなことの動きもあります。和東町として、これは行き過ぎかもしれないんですけれども、町外にもう既に住まわれていて、和東町内に空き家を残したまま放置しているというようなことも散見されますので、この4月から住所変更登記が義務化されるということを踏まえて、もうちょっと積極的に何か展開といいますか、固定資産税のときに年に1回チラシを入れて、それも相手が見ているか見てないか分からないような状態ですので、もう少し何かアプローチの方法を変えていただくことはできますか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの一般質問の答えの中にも入れさせていただいたんですが、空き家バンクの職員がですね、町内各地域を回らせていただきまして、区長等から空き家の情報をい

ただいたところに直接空き家のポストに空き家バンクの情報を入れて、所有者が帰ってこられたときに見てもらえるようにチラシを入れておるといことも始めさせてもらっているんですが、なかなか決まった時期にチラシ等を入れることができませんので、その辺についてはもう少し研究をさせていただきたいと考えております。

令和8年度から空き家バンクのほうを直営でさせてもらおうということもありますので、空き家バンク担当職員、あと会計年度任用職員、また私どもも含めて何かいろいろアイデアを出して、空き家所有者の方にそうした情報が届くようにしてまいりたいというふうには考えております。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

先般、いろいろな移住者の方にヒアリングをしまして、実際に空き家に住むときにどういう空き家を求めているかということ聞いたんですね。これは私も含めてですけども、皆さんはまず家が欲しい。中身は別にどうなってもいいと。家が欲しい。その家というのは、もちろん屋根がないとか、家の中に木が生えているとか、それはちょっと論外ですけども、例えば、床が緩んでいるとか、壁が一部割れてるとか、物がすごく置いてあるとか、そういうことは特に問題にはしない。それは自分たちで直すし、片づけるので、家そのものが欲しいというようなことの見が多いんですね。

ところが、聞いている話では、空き家所有者の方はやっぱり気遣っておられて、物がいっぱいあるから駄目でしょうとか、壁が割れているから駄目でしょうとか、床がたわんでいるから駄目でしょうとかいう気遣いの中で、これは空き家バンクに登録するのはどうかなというふうなことを躊躇されているという話も聞きます。そこに移住者が希望する空き家と持っておられる方の空き家のイメージがちょっと乖離があるな

と、持っておられる方に、そこまで移住者は完璧な家を求めてませんよということをもっと告知してほしいんですね。そういったものは実感としてはどうでしょう、お持ちでしょうか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに、私どもとしましては、なるべく手がかけられずにすぐ入ってもらえるような空き家というのを理想とはしておるんですけども、最近出ている空き家の中でも残置物ですね、家財道具とかいっぱいある家が空き家バンクに登録されたんですけども、すぐにそれが契約というか、そうしたものに繋がっておるという現状もございます。所有者さんが相談に来られた場合は、そういう状態でも契約につながるというところはまた強くお伝えさせていただいて、なるべくスムーズに早く空き家を何とかしたいと思っておられる所有者の期待に応えられるようにしたいとも思いますし、それが移住を希望される方がなるべく早く家を手に入れるというところにつながるかと思っておりますので、所有者に関しては、残置物があってもいいという状況とか、多少壊れていてもいいという状況につきましては、強くお伝えしていきたいというふうに考えております。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

あと、空き家バンクに掲載されている情報をですね、これが各家によって様々違いまして、ちゃんと載せていただいているものから、すごくいいかげんなものまであるんですけども、一つは、その家がどっちの方向を向いてるんだと。まず、東西南北

がどこにも書いてないがほとんどですね。あと、間取り図、これは笑えるぐらいなんですけど、四畳半の四角い部屋が長方形に書いてあったりとか。そういうのも本当にたくさん見受けられます。あと、その土地の全体が書かれていないので、例えば、縁側がある側にどれだけ庭があるのかが分からない。家の敷地の図がないんですね。本当に間取り図しか書いてないような場合もありますので、物件を見るまでにその家自体が分かるような書き方というのはお願いすることになると思うんですけども、もう少し丁寧な情報を載せてもらえればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに、間取りがはっきりしていなかったり、家がどんな方向を向いているかとか、敷地の状態が分からない状態でホームページに掲載しては、移住を希望される方、空き家を買いたいとか、借りたいと思われる方がきちんとした情報に接しないということになりますので、その辺は空き家所有者から相談があったときに、現地を確認させていただきますので、その際、きっちりと現場を確認して、より正確な情報をホームページのほうに掲載していくように、担当と共に、情報の出し方について、また改善していきたいというふうに考えております。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

あともう1点だけ、今の空き家バンクの情報の掲載なんですけど、これはちょっと余談になるんですけども、すごくいいかげんに見える点があって、それは何かというと、例えば、契約済みとか交渉中とかですね、それが空き家の最初の見出しの写真の

上にボンと貼られているんですけれども、それがフォントも違えば、大きさも違えば、とても雑な感じの見え方なんです。全ての物件に対していろんなフォントが使われていて、いろんな文字の大きさがあって、これも見るほうにすると、ちゃんと管理しているのかなど。この町は結構いいかげんじゃないのかというふうに見えてしまうので、それも簡単なことなので、できれば訂正願いたいと思います。

最後、交通網の抜本的な見直しというところで、ライドシェアのことをずっと私も言ってきたわけなんですけれども、もちろん民業圧迫の問題があってなかなか進まないのは重々理解はしています。結局は今の交通網に対して不満を持っている方が非常に多いというのが実態でして、交通網がもう少し便利になれば、移住する方、町を出る方も中身は変わってくるのかなというふうに思います。

一番言われるのが、なぜ木津駅まで行ってくれないんだとか、宇治駅まで行ってくれないんだとか、要するに、そういうことがほとんどの町の方の不満であるというふうに思います。もちろん民業圧迫を町でやるには難しいという部分があるかもしれないんですけれども、その辺のところ、できない理由を探すよりも、できる方法を何か見つけられないかなと思うんですが、その辺は町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

理想的に言われることは分かるんですけど、実際に現実の問題との乖離というのは確かにあると思いますし、出し方についてはいろいろな方法もあつたりもするとは思いますが、それが個人情報関係とかも出てきたりしますし、その辺も含めた中で、先ほどの防災計画にありましたように、理解の得方をもう少し何とか考えていかなければ駄目なのかなと私は思っていて、特に田舎というところの保守性の部分をどうして解除していくのが一番いいのかというのを今ずっと聞きながら考えていたんですけども、そういう点でうまくムードを高めていただけるような動きを住民の方

で、特に移住の方を中心にやってもらえたら、山本議員の質問全てに関して何とかなるのかなと。ライドシェアも含めて、どの問題に関しても、いろんな方がそういうことをこの町で行っていかないと、ここでやりましょうという答えはなかなか出しにくいのかなとは思いますが。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

かねてより、ずっとこれは難しい問題だということは分かり切っているんですけども、例えば、奈良交通はタクシー事業をやっていますね。これは奈良の榛原営業所というところでタクシー8両を運用していて、またその営業所では宇陀市デマンド型乗合タクシーということも運行していると。先般から鷲峰山トンネルを抜けて走ってくる京都京阪バスのほうはタクシー事業を行ってないんですけども、連結子会社の京阪バスグループに属している中で、久御山のデマンド乗合タクシー「のってこタクシー」というのを運用していると。もちろん今W a z C a rで運用されたりするんですけども、そういった公共の手足の中に町外へ行ける、どこかの交通機関を何か探せないかなというのをずっと探しているんですが、実際ではなかなかないんですけども、そういう何か手段とか、もしくは国の方針とか、いろんなものが変わるようなタイミングとかを逃さないで、できれば今かなりの数を乗り継ぎながら目的地に行かないという状況を、できるだけ乗り継ぎを減らすような交通網というのを何とかつくっていただければと思います。

私からは以上で終わります。

○議長（畑 武志君）

これにて、山本達也議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから3時10分まで休憩いたします。

休憩（午後3時02分～午後3時10分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

第1に、物価高騰から暮らしを守る施策の充実について伺います。

今年に入ってから物価高が全く止まらない中、住民生活は次元の違う困難が進行しており、暮らしへの直接支援を途切れなく行うことが不可欠と考えております。

そこで伺います。

一つは、国の「重点支援交付金」の残額は全て暮らしに対する直接支援に充当をすべきと考えます。予定されていると伺っております観光目的の京阪バス運行への1,000万円の補助は見直し、水道料金軽減や現金支給など、生活への直接支援に充てるべきと考えます。

二つ目に、町の独自財源も活用し、均等割軽減など国保税の軽減や子育てや教育費の軽減（例えば学童保育料、小中学校の入学時負担、高校生通学費、大学生への支援など）など、恒常的支援の拡充を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

第2に、定住促進へ住宅の整備、確保について伺います。

1点目に、定住人口3,500人を後期計画の中で位置づけておられますけれども、これを本気で目指すのであれば、住宅の整備、確保施策の抜本的な強化が必須と考えます。しかしながら、「後期計画」でも変わらず空き家活用一辺倒では局面を変えられないのではないのでしょうか。

2点目に、公的住宅の整備・確保を「後期計画」にしっかりと位置づけて具体化されることを改めて求めたいと思います。

第3に、町の文化や歴史を伝承し、住民の文化活動の拠点ともなる施設整備の検討について伺います。

和東町では「お茶の町」として歩んできた歴史や文化をはじめ、いにしえから現在に至るまちや人々の歩み、文化を伝承する本格的な施設がないまま現在に至りました。また、住民の皆さんの文化活動の拠点となる施設・場所も極めて不十分な実態にある中、2点について町のお考えを伺います。

1点目に、まちやお茶の歴史と文化を常設的に伝え紹介する住民の文化活動のセンター的な場所、施設の必要性についてどうお考えでしょうか。

2点目に、将来的に、規模はコンパクトであっても、資料館や図書館、文化活動スペースなどを兼ね備えた施設整備の検討を今後進めていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか、答弁いただきます。

最後に第4に、鷲峰山トンネル開通に伴う交通量増加の現状認識と安全対策の考えを伺います。

1点目に、トンネル開通後、大型車両も含め、交通量が激増していると思われませんが、交通量増加や交通安全上の危険性について、町としてどう現状を認識されているでしょうか。

2点目に、当面、京都府に対しても速度調整を促す標記やバンプ等の設置を要望され、今後の木津信楽線や宇治木屋線の拡幅、路面改修などの安全対策強く求めていただきたいというふうに思いますけれども、町のお考えを答弁いただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、岡本議員からいただきましたご質問、1番、物価高騰から暮らしを守る施策の充実を、（1）国の「重点支援交付金」

の残額は全て暮らしへの直接支援に充当を、観光目的の京阪バス運行への補助は見直し、水道料金軽減や現金給付など生活支援に、大きな4番、鷺峰山トンネル開通に伴う交通量増加の現状認識と安全対策の考えは、(1)トンネル開通後、大型車両も含め交通量が激増していると思われるが、交通量増加や交通安全上の危険性の高まりについてどう現状を把握し、認識しているか、(2)当面、府に対して速度調整を促す標識やバンプ等の設置を要望し、今後、木津信楽線や宇治木屋線の拡幅、路面改修などの安全対策を求めるべきだが、町の考えはについて、私のほうから答弁させていただきます。

最初に、1. 物価高騰から暮らしを守る施策の充実を、(1)国の「重点支援交付金」の残額は全て暮らしへの直接支援に充当を、観光目的の京阪バス運行への補助は見直し、水道料金軽減や現金給付など生活支援について答弁をさせていただきます。

物価高騰に対する今回の交付金は、「生活者支援」「企業者支援」の二つから構成され、その用途方法については、一定の基準の下、自治体が有意義に活用できることとなっています。本町ですと交付金全体のうち約90%を生活者支援、約10%を「企業者支援」として活用させていただくよう予算化させていただきました。

ちなみに、全国また近隣の自治体を見ますと、生活者支援が25%、企業支援が75%のような割合になっていると思います。これは、企業の多い都市になればなるほどその傾向が強く、法人税などによるフェードバックを狙った戦略だと見ています。和束町においても、町内で消費されるポイントに換金することで、消費行動の好循環に合わせ、商工業者からの税込及び商工業者の生活の活性化にも一定の成果があったことと確信をしています。

また、今回のポイント事業は、令和7年年末12月29日の高市総理のX(旧Twitter)で紹介されたほか、内閣府地方創生推進室の「重点支援地方交付金」活用事例の最上位で紹介されるなど、本町の取組成果は確立されたものと確信をしています。

しかしながら、特に高齢者の方から高評価を得ているのに対して、行動範囲が広い若年層の方からは、使用範囲、地域を広げてほしいという声をお聞きしたのは事実でございます。和東町内で活用することの事業趣旨を説明することで、ほぼ皆さんにご理解をいただいていることも現実でございます。

次に、3番の町の文化や歴史を伝承し、住民の文化活動の拠点施設整備の検討を、(1) 町やお茶の歴史と文化を常設的に伝え紹介する住民の文化活動のセンター的な場所、施設の必要性をどう考えるか、(2) 将来的に、規模はコンパクトでも資料館、図書館、文化活動スペース等を兼ね備えた施設整備の検討をについて答弁をさせていただきます。

ご質問の点につきましては、令和8年度予算に頭出しをしています。令和8年度におきまして、和東町史の編さんが完了することに伴い、集めた資料の収蔵庫を併設した施設を役場庁舎周辺に併設する計画を令和8年度に整備に係る基本計画立案を行うこととしています。

また、次年度令和9年度におきましては、和東町組織の機構を改革することで、令和10年度以降、順次、体制強化を図れるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

和東町史編さんは単に手段であり、この成果をいかに行政（まちづくり）に活かしていけるかが町史編さん事業の成果であると考えていますので、これにつきましては、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

次に、4番、鷲峰山トンネル開通に伴う交通量増加の現状認識と安全対策の考えは、(1) トンネル開通後、大型車両も含め交通量が激増していると思われるが、交通量増加や交通安全上の危険性の高まりについてどう現状を把握し、認識しているか、(2) 当面、府に対して速度調整を促す標識やバンプ等の設置を要望し、今後、木津信楽線や宇治木屋線の拡幅・路面改修などの安全対策を求めるべきだが、町の考えはについて答弁をさせていただきます。

ご質問の点につきましては認識をしています。速度調整のバンプの設置は、トンネル設計当初から検討していましたが、また、和東中学校からは、バンプが駄目なら「メロディーロード」にできないのかというご提案・要望をいただいた経過もあります。しかしながら、1軒の近隣住民が、騒音・振動で「自宅にひびが入った」、「騒音が気になる」という苦情が工事期間中から申し入れられ、議員数名の方もご自宅まで呼び出された経過もあり、最終的にスピード規制を単発的に京都府警に依頼することとなったことや、道路掲示板による「はみ出し運転注意」など、ドライバーに対しての啓蒙啓発をするといったソフト対応となっていますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、主要地方道木津信楽線につきましては、死亡事故発生箇所から順次拡幅改良、歩道整備などの安全対策を実施していただいています、先駆けとしまして、石寺橋改良工事に合わせ、事業を実施いただいています

以上、岡本議員からいただきましたご質問の答弁とさせていただきます。

なお、いただきましたほかの答弁につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、私のほうから、岡本議員からいただきました一般質問、大きな2、定住促進へ住宅の整備、確保を、（1）定住人口3,500人を本気を目指すのなら、住宅整備確保の抜本的強化が必要と考える。しかし、後期基本計画でも変わらず、空き家活用の一辺倒では局面を変えられないのではないかと、（2）公的住宅の整備・確保を後期計画に位置づけ、具体化をについてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、第5次総合計画後期基本計画における令和12年度定住人口目標の3,500人の達成は、人口減少が進行する本町にとって「一丁目一番地」の課題であると認識しております。

住宅整備に関するご提案についてですが、町営による公的住宅の整備は、多額の初期投資に加え、また将来にわたる長期的な維持管理費が財政の大きな負担となります。

一方で、本町には活用可能な「空き家」という貴重な地域資源が既に存在しております。これらの住宅確保の考え方としては、新たな建物を「点」で整備する以上に、町内に点在する空き家を「面」として再生・活用していくことが本町の景観を維持し、かつスピーディーに居住の受皿を確保する「抜本的な施策」につながるものと考えております。

空き家の活用は単なる住宅確保にとどまらず、移住者が自ら現地で建物を選び、リノベーションに関わり、地域の風土やコミュニティに徐々に入り込んでいく過程こそが地域への愛着を生み、結果として「長く住み続けていただく」という定住の質を高めるものと確信しております。

今後とも、空き家バンクのマッチングの強化に加え、改修支援の充実や所有者が空き家を出しやすくなる環境整備など、引き続き、空き家活用を推進していく施策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上のことから、現時点につきまして「公的住宅の整備」を後期計画に位置づけることはいたしておりませんが、既存の住宅ストックを最大限に活用し、移住希望者の多様なニーズに寄り添った「住まいの確保」を推進していくことで、定住人口3,500人の実現に向け、邁進していきたいと考えております。

以上、岡本議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

理事兼建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

それでは、私からは、岡本議員の一般質問の大きな4、鷲峰山トンネル開通後に伴う交通量増加の現状認識と安全対策の考えはの（1）トンネル開通後、大型車両も含

め交通量が激増していると思われるが、交通量増加や交通安全上の危険性の高まりについてどう現状を把握し、認識しているかについて答弁させていただきます。

トンネルの開通直後から交通量が増えているということは実感しているところでございます。京都府が実施した通行量調査でも、新聞発表ではございますが、昨年11月ですが、1日おおよそ2,000台余りの通行が確認され、トンネル開通前と比べ約1.2倍以上の増加となっているということで、新名神等が開通すればさらに交通量が増加するであろうということは想定しているところでございます。

安全上の対策等につきましても、既に京都府等にも要望しており、井平尾からの和束町への入り口のところに電光表示板の設置や鷲峰山トンネル周辺にも速度調整の看板の設置などをしていただいているところでございます。また、山城南土木事務所に確認しましたところ、路面の標記、標示のほうも速度抑制をするものを今現在準備、また業者のほうに発注しているということの情報を得ているところでございます。

トンネル開通からおおよそ1年余りを経過しておりますが、今後の状況等も踏まえまして、京都府と協議を続けながら、要望のほうも続けてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上、私から岡本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきますけれども、町長、私が質問したことに対してちゃんと答えていただいております。1番の問題でも、ポイントのこの取り組みについての説明とか、それが評価が高いとか、そういう自慢話はされましたけども、私が聞いていることに対して一つも答えていただいております。

（2）についても町長に答弁を求めております。全く答えていただいております。

それから、2番の定住促進の問題についても町長に答弁を求めておりますが、町長

から答弁がございません。これは政策的な判断が要る問題ですから、わざわざ町長に答弁を求めているわけですね。ですので、ちゃんと答えていただきたいというふうに思います。それから、3番の質問でも、(2)については答弁いただいております。ですから、具体的に質問をしていますから、自慢話じゃなくて、ちゃんと答弁していただきたいと思いますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それです、4番目の問題から先に伺いますけども、先ほど課長のほうからお話がありましたように、昨年の秋に新聞報道された昨年5月と8月の京都府の調査で、さっき言われましたように、トンネル開通前と比べて12.5倍の増加ということだったんですね。これは大変な増加だと思うんですよね。10倍以上ですから、そういった意味では、すごい増えていると。

その後もやはり認知度も上がってくる中で、特に私も感じますのは、大型ダンプなどは、当初は木津川市などでの工事についての車両がほとんどだったと思いますが、最近はそういったゼッケンみたいのもつけずに、要は、抜け道になっているというようなことがうかがえるような車両が多く見られるようになっております。そういう点でもですね、今の段階でいいますと、さらに増えているんじゃないかというふうにも思われます。

その上で、やはりトンネル内も含めて、特に宇治田原方面からの車両のスピードがですね、そういったものも特にやはりこの間、目立つようになっております。それはなぜかという、やはり和東に行くときはずっと下り坂になっていきますね。だから、ローソンのところまで一直線に行きますから、スピード落としどころがないという状況があるというふうに思います。そういう点でもですね、やはり交通上の危険というのは大変大きくなっているというふうに思うんですね。

あと、木津信楽線自身も狭い上に、そういった大型車両が頻繁に通るようになったこともあって、京都府がその電光掲示で「はみ出し禁止」とか言ってはいただいておりますけども、要は気持ちの問題ということもありますし、もともとやはり狭いわけで

すから、いくら気をつけて走っても大変な圧力になるという中で、この間、側溝に落ちるとか、そういったような事故も起こっております。そういった点でも、今後さらなる交通量の増加が見込まれる中で、やはりしっかりと安全対策をしていく必要があるというふうに思うんです。

まず京都府とも連携していただいて、昨年5月、8月の調査はしていただきましたけれども、その後はしていただいてないと思うんですね。ですので、やはり町独自も含めて、交通量の実態把握を引き続きやっていただく。

それから、先ほどバンプ等の対策については、いろんなご意見もある中で取り組めていないという状況もありましたけれども、やはりちゃんとした安全対策をですね、先ほど若干道路標識の関係で、道路路面の一定の抑止を図っていきたいという話があるようですけども、私はそれだけでやっぱり足りないと思うんです。ですので、そういった実態把握をしていくということと、やはり具体的にできることは直ちに行ってくださいということを引き続き要望いただきたいというふうに思うんですけども、その辺、課長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

理事兼建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

お答えいたします。

今おっしゃられるとおり、京都府が実態調査していただきましたのは、確かに5月、8月の時期でございます。そこからでも結構な日数がたっております。交通量が増えているというのも十二分に把握しているところでございます。警察のほうからも、あちらのほうの交通につきましては、一定、規制なり、また取締りなり等もやっていたところではございますが、今後まだまだこれからも京都府とは連携していった中で、安全対策はさらに強化していきたいと思っております。

取りあえず現状把握につきましても、また京都府と調整した中で協議を重ねて考え

ていきたいと思っておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

ぜひ、そこはお願いしたいと思っております。

事故等が起こって、また命に関わるようなことが起こっても困りますので、観光客もカフェの辺りも通るわけですから、大変危ない状況もあると思っておりますので、ぜひそこはよろしくお願いしたいと思っております。

次に、1番のところに行きますけれども、先ほど町長からは具体的な答弁をいただいておりますけれども、具体的にお聞きしたいと思っております。

この重点交付金の使途を生活への直接支援に充ててほしいというふうに言っているのは、本当にこの間の物価高というのも異常なわけですよ。本当に言ったら、さっき次元が違うと言いましたけど、本当に生活がどんどんどんどん大変になっているというのがあるわけです。ですから、本当にその国からいただいた貴重な財源というものを本当に今、直接的に生活支援をしていただくということが、さらに必要性が強まっているということを言っているんです。

先ほどいろいろ地域ポイントを中心に町のほうではよくやっているというふうに自画自賛みたいなど言われましたけれども、それ自身はよくやられている部分もあると思っております。ただ、さらにそういう必要性が強まっているということなんです。

先日の委員会で重点交付金の残額の使途について一定答弁をいただいておりますけれども、大体三つのことで充てたいというふうに伺っております。その中の一つに、いわゆるグリーンライナーの追加運行に1,000万円を京阪バスに補助をして、お茶の京都DMOが走らせていただく以外のところでも、さらに埋めるような形で走らせていということをしてしようとしているというふうに伺っておりますが、本当にそんなこ

とが今必要なのかということなんですね。

お茶の京都DMOにも確認させていただきましたけども、去年は9月から11月の期間だけ運行でしたけども、令和8年度はさらに初夏頃の時期も運行を予定して、既に昨年よりも増便するという方向だと伺っております。さらにそこに町が1,000万円もかけてまで増便してやることにどんな意味があるのかということをお伺いしています。

先ほど地域ポイントの改善の問題も午前中にありましたけども、地域ポイント自身だってやっぱりいろんな課題あるわけですよ。どこまで地域の業者支援になっているかどうか、また、それから地域ポイントを使われる利用者の本当に支援になっているかどうかということは、もっとやはり客観的に冷静に分析される必要があるというふうに思うんですね。ましてやこういうバスに1,000万円を渡して、観光客をどれだけ連れてきて、観光客ですから、その上でお茶のカフェ中心でどれだけの効果があるのかということは大変未知数なわけですよ。よりやはり直接的な支援にはならないわけです。そんなところに、この貴重なお金を私はかけていただきたくないというふうに思っているんです。

どうしてもやりたいんだったら、この財源を使わずに一般財源を使ってください。そんなに効果があると思っているんだったら無駄にはならないと思います。私はそういうふうに思っておりますので、見直しをして、水道料金などの減免に充ててほしいというふうに具体的に聞いております。町長、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の先ほどの質問に対する私の答弁の仕方がまずかったことについては、以後そうしなかったことにつきましてはご理解願いたいと思います。

その点につきまして、私のほうの考え方を岡本議員の考え方が大きく違うというの

は必然的に分かっております。私が言いたいのは、間接的にでも和東町に金を回していただくということを考えているのが現実でございます。

もう一つは、これは和東町をPRするためにやる事業でございます。和東町PRすることによっていろんな活性化をしていきたいということを目的の中に入れております。それは先ほど2番の定住人口3,500人、これは単に3,500人を目指したとしても、この人口減少社会の中で向くはずはございません。それに向けて和東町をPRすることによって、先ほど山本議員でも一般質問でもありましたように、いかに和東を知っていただいて、和東に来ていただく方が増える。その中から和東に移住していただく方を探すというようなことも含めた中での施策でございます。今年1年でどうなるということではございませんけども、じっくりとその辺はやっていきたいため、ただ、今回のお金につきましては、基本的には9割を直接住民の方に、そしてその1割だけをこちらに回して、和東町を今後さらに維持継続するための部分に投資をしたいということでございますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

別のそのこと否定しません。否定はしてないんですよ。やられたらいいんじゃないですか。だけど、このお金は使わないでいただきたいと言っているんですよ。いつ効果が出るか分からないようなことに、じっくりやるための交付金じゃないわけですよ。緊急に物価対策に支援が必要だから補正予算を組まれたわけでしょう。町長は地域ポイントで年内に配布されたと。そのことがすごく評価されているというふうに言ったじゃないですか。それは早かったからでしょう。それだけ緊急性があるということなんです。だからそういったことについては、12月よりもさらに緊急性が増しているわけだから、この交付金については直接支援に回してほしいということを言っているんです。

さっき言ったように、そんなにやりたかったら一般財源を使われたらどうですかと言っているんですよ。別にやるなどは言ってないですよ。やりたかったらそうしたらどうですかと。財源を変更して、そんなに効果が見込まれるんだったら、無駄にならないでしょう。だから、そういう点で、私は、今こそ水道料金の減免を使っていたきたいんです。

この間、水道料金の減免については、例えばそれをした場合に、以前、堀町長の時代に総務省のほうが高料金対策の財源が削減されるということが実際にあったものですから、これがやっぱり減免のネックになっていた面もございます。ですので、私は昨日、総務省のほうに直接問合せをしました。重点交付金を減免に充当しても高料金対策に影響するんですかというふうに聞きました。影響しませんと言われていました。影響しないというふうにしましたと。それはいつそういったことを言っていたかというふうにと聞いたら、12月17日付で各自治体関係にメールで伝えておりますというふうにお答えいただいております。ですので、少なくとも高料金対策への影響はなくなりました。安心して交付金を充当していただいて、今こそ水道料金の減免に使っていただきたい。1,000万円もあれば4か月、5か月ぐらいの基本料金を減免することができるわけですから、それを直ちに財源を見直してやっていただきたいと。

今、私が言いましたように、これまで1回目にいただいた分はありません。もちろんそれはご存じだったと思いますよ。大事な情報ですから、ご存じだったんだったらなぜやらないのかということになります。ですから、そういう意味ではちゃんと条件も整っておりますので、水道料金の減免に今こそ充てていただきたい。

先ほど言ったように、バスをどうしても走らせたんだったら一般財源で充ててください。いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今の件につきましては要綱の中にも書いておりましたので、その点については私も認識しております。

ただ、それだけで金を与えられるかというとなかなか難しいものがあります。といいますのも、システムの改修から全部入ってきますので、そこに無駄なお金を使うという言い方をすると、またバスが無駄やという話になるとは思いますけども、そういう意味ではなくて、これは企業支援とそれから一般支援。企業というのは、京阪バスではなくて、うちの中の商工業者も含めた和東の中の活性を考えている話であるということでございます。その点についてはご理解を願いたいと。これは見解の相違と思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

見解の相違ではありません。町長は水道料金の減免については一度も否定はされておられません。いわゆる、やられる段になったら、「改修費がどうだとか」、「それが無駄だとか」言ってやろうとしてないだけじゃないですか。住民の方が毎日使う水道料金を軽減するということに対して回数が無駄なんですか。そういうことは無駄だと言いながら、貴重な財源を1,000万円も結局は京阪バスに渡すわけじゃないですか。それが回り回ってトリクルダウンですか。要はしたたり落ちて、いつか必ず効果があるだろうということに回ってくることに使いたいんだということでしょう。暮らしのほうはそんな悠長なことを言ってられないわけですよ。

今までも「水道料金の減免は検討している」と言ってこられましたよね。こういったネックになった問題はないわけですから、ご存じだったわけでしょう。

これは最近、私、言いましたけど、以前、何か違う申出をしたときに「それがネッ

くだ」と同じこと言われてられましたよ。それはだまし討ちみたいなもんですよね。分かっているやらない。ですから、やはりそういった意味で、さっき言いましたけど、バスの件についてはほかの財源でおやりになったらよろしいと。緊急性のあるこういったものについては、水道料金の減免にまずやっていただきたいと。今まで否定されなかったわけだから、今一番やれるときじゃないですか。

「ちゃんとやります」ともう一回言ってください。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

私は今も否定はしておりません。ただ、今回の交付金の使用の仕方につきましてはこういう形をするということでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

じゃあ、いつやるんですか。今までいつ「やる」「やる」「やる」と言って、今、一番やるときじゃないですか。やってほしいときじゃないですか。ですから、本当に、やれない理由ばかり探して結局やらないという対応ですよ。だから都合が悪いからさっきちゃんと答弁しなかったかなと思うんですよ。あえて避けたのかなと。どこかの総理大臣みたいですけどね。それはご想像にお任せします。

それで、2番のところは全然答えていただけてないんですよ。答弁してください。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

すみません、私、1番の中に含めたつもりで言ったんですけど、全然入ってなかったというのはミスでございます。これにつきましては、今、国のほうがいろんな政策

も出してくれるというような情報を得ております。国保の軽減の部分に関しましても何らかの動きがあるというのを私も聞いております。ただ、それが今の段階では明確に、来年度どの程度になるのかということについては難しいところがあるというのがまず1点です。

それと、子育て支援の中で、学校の例えば制服の問題、それから入学時の支度の問題等もございます。これについてはもう少し検討を加えた上で、うちであると年間を通したとしましても10人前後の方になると、それから和東中学校の場合は上の制服が規定のものになっていますので、逆にやりやすいという利点があるというのは私も分かっております。その辺も含めて、保護者ともう少ししっかり話をする機会を持ちながら、できるものであれば、これも財源を確保しながらやっていきたいということで考えておりますので、今の段階で令和8年度にどうするかとかいうような話には私の中ではまだまとまっておりませんので、熟知熟慮しながらしっかりと検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今言われていますように、国保税については、来年度日程の均等割関係の改善があるというふうに伺っております。また、教育費につきましても、いわゆる給食費の無償化というものも国のほうでやっていただけるという意味ですから、一定財源のほうは今、既にもやっていただいていますけども、その分が浮いてくるという状況もありますので、そういった財源を今言われたような入学時の負担、また卒業時の負担も含めて直ちに検討に入っていただいて、途中からでもできることもあると思いますので、ぜひそこは前向きに具体化していただきたいということで要望しておきたいと思いません。

次に、住宅の関係ですけども、先ほど課長のほうが、定住人口3,500人を死守

するというか、そこに向けて頑張るといふうに言われましたけども、私、確認しておきたいんですけども、後期計画の将来人口の記述では、現状の傾向がそのまま続くと、令和12年の定住人口は3,000人を切ることも想定されます。しかしながら、令和7年度には鷺峰山トンネルが開通し、周辺地域への通勤・通学条件もよくなります。また、福祉・医療・生活の拠点ともなる和東町健康福祉交流センターが完成し、内外の交流も促進され、定住環境が飛躍的によくなることが期待されますとして、将来人口3,800人、定住人口3,500人、関係人口300人というふうに設定されております。

この記述は5年前の第5次総合計画制定時と全く同じ内容なんですね。違うのはトンネル開通と交流センターの完成年度がずれたということなんですね。実際、過去2年遅れております。ですから、定住環境が飛躍的によくなることを期待した二つの要素ですね、トンネル開通と健康福祉交流センターの開設が2年も遅れたということは、これは定住人口の目標実現にとっては大変大きなマイナスだと思うんですよ。

しかし後期計画でも開設年度だけの期日を変更しただけで、全く同じ内容で、将来人口も定住人口も何ら変更されていない。それはなぜなんですか。目標を維持できるだけの何か根拠でもあるんですか。ちょっとその辺だけ確認したいんですけど。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課地方創生担当課長。

○まちづくり応援課地方創生担当課長（奥野雄也君）

今の岡本議員のご質問にお答えいたします。

定住人口3,500人と関係人口の300人でございますけれども、基本的には、その目標というか、そこは据置きしているというところです。

鷺峰山トンネルの開通「chanova」の完成というものもありまして、こういったものを契機に、引き続きこの目標へ据え置いて邁進していきたいというふうに考えましての据置ということでございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そういった心意気というのは、別に幾ら持ってもらっても構わないんですけども、ただ仮にあと5年で3,500人を実現するというのであれば、この3月1日現在のホームページにありましたけど、人口3,266人だったんですね。ですから、5年で約240人、毎年約50人増やさないとだめなのですよ。だけど、ここの後期計画の記述の中にこうあるんですよ。「現状は平均すると約90人程度が毎年減少している。目標値を達成するには、毎年の減少人数を約30人程度に抑える必要がある。」と書いてあるんですよ。これって5年前の記述と全く変わらないんですよ。これはおかしくないですか。

今から約30人減程度に抑えたって、5年したら150人減るんですよ。今3,200人台でしょう。3,500人に届かないじゃないですか。どういう考えでこれを書いてあるんですか。これだったら全然実現できないじゃないですか。こういうことで30人前後に減るのを抑える必要があると。抑えたって別に全然3,500人に届かないじゃないですか。そういう定住人口の数値が間違っていたらいろんな計画がめちゃくちゃ変わってきますよ。その辺は矛盾しないかなというふうに思っていたんですけどね、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

岡本議員、誰に答弁を求めるんですか。

○7番（岡本正意君）

まちづくり応援課長です。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

今の岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに、記述のほうがおかしいと言われることではございますが、あくまでこれは目標数値という形でここにつながるようにしていきたいというふうに考えております。

現実問題は年間120人前後減ってきておるところではございますが、できるだけそれが少なくなるようにいろんな施策を出させていただいて、そうしたものが減るようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

要は、これは起点が5年前の2020年にしているからそうなるんですよ。起点が3,787人でしょう。これから3,500人を維持しようと思ったら30人前後押さえるというのがそのときの数だったわけですよ。5年たって、実際に今3,200人まで減っているわけですよ。そしたら、3,500人を堅持しようと思ったら増やさないといけないわけでしょう。例えば、3,000人を維持するというのだったら分かりますよ。けども、3,500人まで行くんだというふうに思っているんだしたら、毎年30人減ったら数字がおかしくなるじゃないですか。これは足し算、引き算の算数の問題ですよ。だから、計画自身が間違っているんじゃないですかと聞いてるんですよ。これをちゃんとしなかったら、いろんな施策だって全部変わってきますよ。

今、話もしましたけども、本当に3,500人を本気でやるというのだったら、さっき言いました毎年50人増やさないといけないのですよ。これを実現するには、この間の出生や死亡の自然増減の傾向とか転出入の社会的増減の傾向を考えれば、可能な限り転出を減らして飛躍的に転入を増やす必要があるわけですよ。そうすると、特に転入者の飛躍的増加が鍵になると思われますけど、それだけの転入者をどこで受け

るんですかと聞いてるんですよ。

さっき課長が、とにかく空き家だと。空き家がいっぱいあるからそこで受け止めたらいんだと。それが方針なんだと言われて、結局、住宅のほうはそれは無駄だみたいな話で、お金がかかるし無理みたいな話で言われたけども、じゃあ、全部空き家でこれを受け止められるんですか。これから3,500人に増やすんでしょう。毎年50人、50人、50人増やしていこうと思ったら、その人たちが住めるところがなかったら住めないじゃないですか。それだけ全部空き家で受け止められるんですか。そういう計算をどこでされているんですか。いかがですか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

空き家のほうですけども、3,500人を受け止められるのかというところでございますが、現在、空き家の件数ですね、100件前後あるかというふうに考えております。そうしたところをできるだけ出していただいて、できるだけそうした転入者、希望者の数に追いつけるように、空き家バンクの登録とかをしていただけるように努力していきたいというふうに考えております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

だから、そんな根拠がないこと言ったらいけないと思うんですよ。実際に根拠はないんだから。だから、定住人口を今の水準で維持すると3,200人。また、3,000人を何とか死守するとしても、空き家だけで受け止められるわけではないじゃないですか。公的な住宅の整備や、例えば前に提案した民間の賃貸住宅を誘致して、いわゆる家賃補助をして住んでもらうというようなやり方を町長も和歌山に視察に行かれまし

たよね。そういう方法もありますよという話もしましたけども、そういうことを抜きに定住人口を維持することの増なんていうのは絶対無理ですよ。

町長にちゃんと指導いただきたいんですけど、こんな間違っただ数字をそのままにしていいんですか。要は、出発点はこの2026年度でしょう。今の事態が3,200人台になっているというところから出発しなかったら、毎年30人ぐらいの減少にとどめる必要があるなんて言ってしまったら数字が合わないじゃないですか。これだったら150人減る計算ですよ。

ですから、そういったことをちゃんと訂正もし組み直すことをしなかったら、おかしな定義になってしまうというのをちゃんと訂正いただきたいというのと、今言ったように、空き家一辺倒というか一本足で3,500人を死守するなんて言われるけども、どうやって死守するのかということなんですよ。空き家だけで無理に決まっているじゃないですか。公的な住宅、民間を誘致して家賃補助も含めてやるということも方針に持たないと本当に絵に描いた餅になってしまうと思いますので、そこはちゃんとやはり今後検討していくということも含めて答弁いただけますか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

現場のほうがこの数字をはじき出してきたということについて、私自身も一番初めは3,500人に増やすのかという感覚で持っておりました。ただ、説明も受けながら、この数字について私のほうの見解としましては、基本的に今、自然減という減が昨年で80人です。私は毎年ずっと統計を取っておりますので、大体80人減っています。これは自然減ですので、死亡された方。転出転入につきましては、ほぼほぼ横ばいになっていますので、まだ捨てたものじゃないなというふうに思いはしています。というのは、出ていく人もいれば入っていく人もいるということです。それをもって、

できることで、今ほかのこともありますけども、基本的には子育て支援をもっともっと充実させることによって、子育て世帯を何とか引っ張り込めたら1回に入るのが増えるというようなことも考えたりもしております。

目標という中の精神の中で、いかに3,500人に近づけていくかということについては、他の施策もしっかりと施行しながら、その中で魅力ある和束をつくることで、できる限り3,500人に近い数字に持っていきたいと。これは計画を立てる段階での私の思いでございますので、これにつきましてはなかなか難しいという岡本議員の意見は私も率直に受け止めますし、そうであろうということも認識はします。ただ、和束を魅力のないまちにしまうと全てが変わってしまいますので、この点については、何とか私は3,500人に増やしていくという考え方を持ってほかの政策について努力をしたいと思っておりますので、その点についてはご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

別にそのことはいいじゃないですか。覚悟を持ってやられるというんだったら3,500人を目指したらいいじゃないですか。いいんだけど、それだったらこの記述はおかしいでしょうと言っているんですよ。90人減るところを30人に抑えますと行ったら、これは何も検討してないじゃないですか。要は、前のやつがそのまま書いてあるだけじゃないですか。今の現時点で3,500人をやろうと思ったら240人を増やさないかんじゃないですか。30人減り続けたら150人減りますよと言っているんですよ。そしたら3,500人にどうやったっていかないでしょうと、そのことを言っているんです。

別に3,500人を否定しているんじゃないんですよ。やると言うんやったらもちろん協力しますよ。だけど、こういう数字を間違っていたらあかんのじゃないです

かと言っているんですよ。将来人口達成に向けてというのが30人減るといのはおかしいじゃないですか。3,500人を目指すんだったら訂正が要るんじゃないですかと言っているんですよ。毎年50人ずつ増やさないといけないと書かないといけないじゃないですか。ということ言っているんです。

それで具体的に空き家一辺倒じゃなくて、公的な住宅や民間の誘致というのもやっぱりちゃんと方針を持たなあかんと違いますかということ今、具体的に聞いています。もう一回それちゃんと言ってください。

○議長（畑 武志君）

町長。答弁。

○町長（馬場正実君）

今の話の中で公営住宅、それから民間住宅を全く無視した考え方をするわけではございません。ただ、取りあえずは、いろんな面から考えまして、空き家をしっかりと空き家じゃない家にしていきたいというのが主な目的でございますので、この点についてはご理解願いたい。

今言われるように、30人減るのに50人ということにつきましては表現の仕方の部分でございますので、その点についてはきちっと住民に分かりやすく説明できるような形をもう少し検討したいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

表現の問題じゃないんですよ。数字を正確にせなあかんと言っているだけの話なんです。計画自身が狂ってくるからね。町長が幾ら3,500人と言っているても、必然的に30人ずつ減るんじゃないの。そういうことで、そこは正しくされたらどうですかと言っているだけの話なんで、そこはちょっとちゃんとしていただきたい。

今ほかの件ももちろん排除はしないということだったら、そこはそこでちゃんと空

き家のことも含めて段取りしていくということはやはり引き続きちゃんとやっていただきたいと思います。そうじゃないと、思いだけでは3,500人は絶対無理ですよ。なので、そこはぜひお願いしたいと思います。

時間がありませんので、最後に3番ですけども、いわゆる歴史資料館の整備ということをして令和8年度予算の中で頭出したと言われましたよね。いわゆる町史編さんが令和8年度で終わるということを受けて、そういったことも着手したいということだと思うんですけど、だったら、もちろん町史編さんをやっているのは教育委員会ですから、教育委員会とのこういったことをやりますよ、歴史資料館を造っていくよというような事前協議、認識の共有は当然されてのことで今こういう話をされているいうふうに思ってよろしいですかね。

私、先日こういうことが出ていたから、教育委員会に、「町がそういうことをされていますけど、もちろんご存じですよ」と聞いたら、「全く知らん」という話だったんですよ。そんなんあり得んですよ。町史編さんをやっている当事者がその資料をここで納めますよというふうなことを町がやろうとしていると。知らんというのはちょっとおかしいなと思ったんですけど、その辺のこともちゃんとされないまま予算計上されているということですか。どうですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

僕は今、職員が言わなかったことに関してほっとしています。基本的に言いますと、情報漏えいする話になりますので、それについては言わなかったのが正しいと思っておりますので、その点をご理解願いたい。

この件につきましては、もともと町史を編さんする当時から、最後にどこに収蔵するんだとずっと懸念してきたものでございます。やってみるとやっぱりいろんなもの

が出てきて、それをその上にその家へ戻すのがいいのか、それともどこかで保存するのがいいのかというのは日に日に上がってきています。ただ、このために新たに大きなお金をかけてするとなると、またまた和東町の財源に対してもストレスがあったり、プレッシャーをかけたりすることになりますので、有効な土地をうまく使いながら有効な施設を使えないかということで以前から検討してまいりました。これについて、令和8年度に頭出しをするというのは、その施設を売却されるどころ購入できないかと。購入した上で令和8年に基本計画をつくって、そこに収蔵するような形を持ってくると。スペースと場所をしっかりと抑えながら前に歩きたいということで考えておりますので、これにつきましてはそういう動きの中でやってきていますので、職員がここに何ができるとか、ここに何をするとかという話については口を閉ざしているのは事実だと思いますので、その点についてはご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そんなことは情報漏えいの話と違うでしょう。実際、予算を組んでいるんだから、実際、土地を購入して、それで建物を購入するって、そういう具体的な予算が計上されているものを説明できないほうがおかしいじゃないですか。内緒にしているほうがおかしいじゃないですか。何もないんだったら別ですよ。でも実際、予算まで組んでいるのに、そんなこと言ったらあかんでみたいな話になったら、そのほうがおかしくないですか。

時間もないので要望だけにしておきますけども、いろいろやられるのか結構だけど、まずしっかりとした構想づくりをしてください。どんなコンセプトで施設を整備し、運営するのか。それなしに器だけ用意しても意味がありませんし、よいものはできないと思います。ただの資料置きになるというふうに思います。ですので、学芸員など専門家の力もお借りして、構想をしっかりと検討して策定することを優先すべきだと思います。

っております。その上で、場所や施設をどうするかという話にならないと、先に器があつてというんだったら逆だと思いますので、そこはちょっと順番が違うんじゃないかと思います。

それと、今後、仮にそういった歴史資料館ということで整備されるのであれば、やはり学芸員資格を持つ職員を常勤で専任配置することが必要だと思います。そういう資格を持っている職員についでに何か当たらせるとかいうことはしないほうがいいと思います。そうでないと、歴史資料館にふさわしい施設運営も展示も、また、それからそういう資料を良好に保全するというのも専門的な問題ですから、ただ置いておけばいいというものではないと。ですので、そういうことも含めて、やはり専門家の力をちゃんと活かしていくということが必要だと思いますし、ただ町史編さんの資料だけじゃなくて、お茶の関係であるとか、さっき言いましたように、いろんなそういったことも含めて、ちゃんとやはり責任を持って発信できる内容を今後考えていただきたいというふうに思いますので、安易な感じで進められるような危険もちょっと私は感じておりますので、今言ったことをちゃんと押さえていただいて、まずは構想からちゃんとしていただきたいなと思いますので、そこは要望だけにしておきますけども、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

若干残った時間で答弁のほうをさせていただきます。

基本的に、和東町には今3人の学芸員がおります。2名が専従で、それについて仕事をしていただいています。その点も含めまして、数年前からこの計画については考えてきたものでございますので、私が言いましたように、10年までかかるという考え方をしていますので、今、岡本議員の言われたことにつきましては、今後、十分検

討していく課題の中に入れておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（畑 武志君）

以上で、岡本議員の質問を終わります。

一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから４時２０分まで休憩いたします。

休憩（午後４時１０分～午後４時２０分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田 勇議員から早退届が出されました。

日程第６、承認第１号 専決処分の承認を求めることについて「令和７年度和束町一般会計補正予算（第５号専決）」を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、承認第１号の提案理由を申し上げます。

承認第１号 令和７年度和束町一般会計補正予算（第５号専決）は、令和８年１月１０日付で総務省から１月２７日告示、２月８日投開票の日程で、衆議院解散に伴う総選挙が行われる案が浮上していることから、最速の日程を視野に準備を進めるよう通知があり、これを受けて総選挙に係る経費について早急に予算補正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

それでは、私から議案のご説明を申し上げます。

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月5日提出

和東町長 馬場 正実

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和8年1月15日

和東町長 馬場正実

1. 専決事項 令和7年度和東町一般会計補正予算（第5号専決）
2. 専決理由 令和8年1月10日付けで総務省自治行政局選挙部管理課より1月27日公示ー2月8日投票（又は2月3日公示ー2月15日投票）の日程で衆議院解散に伴う総選挙が行われる案が浮上している旨の報道があり、最速の日程も念頭にできる限り準備を進めておく必要があると通知がありました。

これを受けて、第51回衆議院議員総選挙等に係る経費について早急に予算補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年度和東町一般会計補正予算（第5号専決）

令和7年度和東町一般会計補正予算（第5号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ960万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億600万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月15日提出

和東町長 馬場 正実

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

単位は千円です。

16款府支出金、補正前の額1億9,457万9,000円、補正額960万円、計2億417万9,000円。

歳入合計、補正前の額41億9,640万円、補正額960万円、計42億600万円。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

2款総務費、補正前の額8億2,363万9,000円、補正額960万円、計8億3,323万9,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和7年度和東町一般会計補正予算（第5号専決）No.1に基づきましてご説明を続けさせていただきます。

1ページから4ページまでは議案書と重複しますので、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

16款府支出金、3項委託金、1目総務費委託金、補正額960万円、3節選挙費委託金として、衆議院議員総選挙委託金でございます。

1枚おめくりください。

歳出でございます。

2 款総務費、1 項選挙費、2 目衆議院議員総選挙費、補正額 9 6 0 万円でございます。説明でございますが、事業といたしまして、衆議院議員総選挙管理委員会委員等の人件費に 1 1 6 万 6 , 0 0 0 円、こちらにつきましては投票管理者等の報酬でございます。

続いて事業でございます。衆議院議員総選挙事務員の人件費 7 6 万 3 , 0 0 0 円でございます。こちらにつきましては、職員手当等でございます。

続いて、事業でございますが、衆議院議員総選挙事務諸経費 7 6 7 万 1 , 0 0 0 円でございます。主な内容でございますが、投開票事務従事者の報酬に 2 6 7 万 2 , 0 0 0 円、また委託料でございますが、ポスター掲示場設置撤去の委託料として 1 0 3 万 4 , 0 0 0 円、原材料費といたしまして、ポスター掲示版等の作成費として 1 6 8 万円が主な支出となっているところでございます。

次のページには給与費明細を載せさせていただいておりますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度和東町一般会計補正予算（第5号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度和東町一般会計補正予算（第5号専決）」は、原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第1号 令和8年度和東町一般会計予算、議案第2号 令和8年度和東町湯船財産区特別会計予算、議案第3号 令和8年度和東町国民健康保険特別会計予算、議案第4号 令和8年度和東町介護保険特別会計予算、議案第5号 令和8年度和東町後期高齢者医療特別会計予算、議案第6号 令和8年度和東町簡易水道事業会計予算、議案第7号 令和8年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計予算、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明として施政方針を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

本日、令和8年度一般会計予算をはじめとする諸案件のご審議をお願いするに当たり、提案理由に替えまして、令和8年度の施政方針についてご説明申し上げます。

長引く物価高騰に対しましては、本町におきましても、国の重点支援地方交付金を活用した茶源郷ポイント給付事業など様々な支援を展開してまいりましたが、今もなお、町民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしているところでございます。

さて、令和7年度は、2月に開通した鷲峰山トンネルにより本町を取り巻く環境が大きく変化したことに加え、4月から開催された大阪・関西万博においては、お茶摘み体験などを通じ、和東茶の魅力を世界へPRすることができ、また健康福祉交流センターの供用開始により、保健・医療・福祉サービスの充実や防災機能の向上が実現するなど、大きな転換期を迎えました。

令和8年度においても、開催を目前に控えるワールドマスターズゲームズ2027に向けた取り組みや和東茶ブランドをさらに向上させる施策、関係人口のさらなる創出に向けた事業など、様々な事業を展開してまいり所存でございます。

令和8年度当初予算は、第5次総合計画後期基本計画へつないでいくため、第5次総合計画に掲げる将来像「和の郷、知の郷、茶源郷和東」の実現へ向け、前期基本計画の基本方針である六つの施策の展開方向に沿って予算編成をいたしました。

まず、第1に、「子どもから高齢者までの全ての住民が健やかに暮らせる郷」でございます。

シルバー人材センターの運営を4月に開始し、高年齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域づくりに寄与することで、地域の発展と誰もが生きがいを持てる社会の実現を目指します。

また、子育て施策充実のため、保育園を認定こども園とすることで誰もが入園しやすい環境を整えるとともに、こども園に通う乳児への紙おむつの助成をはじめ、令和8年度においても「子育て・地域応援給付金」として町内で利用いただける20万円分のポイントを付与し、子育て世帯の経済的支援を図るほか、病児保育制度や18歳までの医療費実質無償化、保育料、給食費、修学旅行費の無償化などの施策の継続に加え、「誰でも通園制度」を開始するなど、子育てに対する切れ目ない支援を行い、誰もが安心して子育てができるまちづくりを推進いたします。

第2に、「生きる力を育む教育と生涯にわたった学びの郷」でございます。

本町の豊かな自然や地域の風土により育まれた「なりわい景観」を保存・継承していくため、文化的景観保存活用計画を策定し、住民の皆様と共に取り組みを進めていけるような普及・啓発活動を実施してまいります。

また、先人が紡いできた歴史・文化を保全し、次世代に受け継ぐ取り組みを推進するとともに、和東町史第2巻発刊を見据え、本町の歴史・文化発信拠点となる歴史資料館整備を推進いたします。

第3に、「自然と共生し、安心・安全な郷」でございます。

南海トラフ地震はじめ、今後発生が懸念される自然災害に対して、町としての備えを強化するとともに、災害時における迅速な対応、住民の安全確保、そして被害の最小化を図るため、防災備蓄倉庫整備や防災ハザードマップの改訂やLINEアプリを活用した防災情報発信など、ハード・ソフト両面での取組を推進いたします。

また、消防団と連携してドローンの操作研修を継続的に実施するなど、住民がいち早く安全に状況把握や情報収集を行えるような体制の整備を図り、火災発生時に即座に消火活動が行えるよう防火水槽整備事業を推進し、誰もが安心・安全に暮らせるようなまちづくりを目指します。

さらに、安心・安全で安定的な水を供給していくため、簡易水道事業の旧西部地区水道施設更新事業に着手するとともに、引き続き独立採算の原則に基づく健全な経営に向けて取り組んでまいります。

第4に、「お茶観光を軸とした交流の郷」でございます。

これまで着実に実績を積み重ねてきたインバウンド観光や農泊観光事業、グリーンスローモビリティ周遊観光事業などに加え、新たに保育園留学を実施し、交流人口のさらなる拡大を目指すとともに、企業活性化起業人を活用し、地域課題の解決を図ってまいります。

また、冒頭で申し上げましたワールドマスターズゲームズ2027関西の開催を見据え、大会競技の一つであるコンバインを組み込んだプレ大会の実施や次年度に控える大会本番に向けた準備を進めるほか、さらなる機運醸成を図るための取り組みを進めてまいります。

第5に、「快適で美しい環境の郷」でございます。

令和6年度に着工した健康福祉交流センターや特別養護老人ホームわらくへの進入路と町道中溝学校線の拡幅改良事業の早期供用開始を目指すとともに、令和4年度から架け替え工事を進めている石寺橋整備事業や町道撰原下島線の拡幅改良事業などに

についても着実に事業を進めることで、道路ネットワークの強化による安全・快適で持続可能な道づくりを推進してまいります。

また、デマンド交通「W a z C a r」は、引き続き住民と協働した交通システムを継続し、住民ニーズに対応した柔軟な運行体系の構築を目指し、誰もが移動しやすい持続可能な地域交通の実現に向けて、引き続き検討を続けてまいります。

第 6 に、「住民と行政のパートナーシップによる郷」でございます。

デジタル社会の実現に向け、国の取組と歩調を合わせながら、「デジタル地域ポイント事業」をはじめとした行政サービスのデジタル化を進め、利便性の向上とともに、住民の皆様がその恩恵を享受できる取り組みを進めてまいります。

ふるさと納税につきましても、さらなる返礼品の拡充や情報発信の強化など、町内事業者との連携した取組により、自主財源の安定的な確保を図るとともに、地場産業の活性化や本町の魅力発信へとつなぎ、全国の皆様に応援していただけるようなまちづくりを努めてまいります。

以上、和東町第 5 次総合計画の将来像「和の郷 知の郷 茶源郷和東」が目指す町の姿を実現させていくため、6 つの政策の展開方向に沿ったまちづくりを進めてまいります。

冒頭でも申し上げましたとおり、令和 9 年に開催が予定されているワールドマスターズゲームズや現在整備が進められている新名神高速道路整備など、本町はこれからのまちづくりを左右する重要な転換期を迎えており、この絶好の機会を見逃すことなく、これまで進めてきた茶源郷としてのまちづくりを引き続き推進していきながら、持続可能なまちづくりを住民の皆様と共に進めてまいる所存でございます。

今後も住民の皆様、議員の皆様の一層のご協力をお願い申し上げますとともに、限られた財源を有効活用しながら、持続可能なまちを目指し、各種事業に取り組んでまいります。

令和 8 年度各会計予算は、

・一般会計	37億5,180万円
・湯船財産区特別会計	190万円
・国民健康保険特別会計	
事業勘定	5億140万円
直営診療施設勘定	1億1,900万円
・介護保険特別会計	7億5,150万円
・後期高齢者医療特別会計	1億1,140万円
・公営企業会計	
簡易水道事業	4億930万円
特定環境保全公共下水道事業	3億3,185万円

令和8年度予算総額は、59億7,800万円となります。

どうか議員各位の一層のご協力とご指導・ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、令和8年度予算案並びに関係議案にご賛同賜りますよう切にお願い申し上げ、施政方針といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

お諮りします。

本予算の審議につきましては、議員全員の10人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第7号までの令和8年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計予算の以上7件については、10人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長いたします。

日程第 8、和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第 8 号の提案理由を申し上げます。

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、同政令を基準額としている和東町消防団員等公務災害補償条例の補償基礎額の変更を行う必要があることから、和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じたので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

それでは、私から、議案第 8 号のご説明を申し上げます。

議案書をお願いいたします。

議案第 8 号

和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

和東町長 馬場 正実

次のページをお願いいたします。

和東町消防団員等公務災害補償条例を改正する条例案でございます。

あらかじめ議長のお許しを得ておりますので、概要に基づきご説明を申し上げます。

次のページでございますが、資料N o . 8 新旧対照表でございます。後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、概要でございます。

和東町消防団員等公務災害補償条例を改正する条例の一部改正 概要でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

【改正の概要】

- ・消防団員等の補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額について

消防団員等に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額を次のとおりとする改正を行う。

第5条関係でございます。

【別表 補償基礎額表】でございます。

階級、勤務年数の順にご説明を申し上げます。

団長、副団長

10年未満1万3,340円、440円の値上げとなります。

10年以上20年未満1万4,170円、470円の引上げ。

20年以上1万5,000円、500円の引上げ。

分団長、副分団長

10年未満1万1,670円、370円の引上げ。

10年以上20年未満1万2,500円、400円の引上げ。

20年以上1万3,340円、440円の引上げ。

部長、班長、団員

10年未満1万円、300円の引上げ。

10年以上20年未満1万840円、340円の引上げ。

20年以上、ここで訂正でございます。（1万1,670円）とございますが、1万1,300円の誤りでございます。申し訳ございません。訂正をよろしくお願いいたします。1万1,670円、370円の引上げとなる改正でございます。

次に、第5条第2項第2号の関係でございます。

・消防作業従事者等の補償基礎額について

消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を9,700円から1万円に、最高額を1万4,500円から1万5,000円に引き上げる改正を行うものでございます。

次のページをお願いします。

次に、第5条第3項関係でございます。

扶養に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改正をするものでございます。

廃止（第1号）でございますが、配偶者の区分は、令和8年度より廃止するものでございます。

続いて、第1号でございます。子についてでございます。令和8年度433円、50円の引上げとなっております。

第2号から第5号については、変更はございません。

次に、施行期日でございます。

施行日：令和8年4月1日

施行期日でございますが、この政令による改正後の第2条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用するものでございます。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第8号 和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第8号 和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号 和東ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、条例改正による資料不足により、町長から議案の取り下げの申し出があり、町長から議案第9号の取り下げの説明を願います。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第9号 和東ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議案の取り下げに至りました経緯についてご説明申し上げます。

和東ふれあい工房は、新たな和東ブランドの研究開発とそれに伴う町内外住民の交流拠点とするため、平成22年10月1日に設置され、特に、和東ブランドの研究開発を支援する観点から、使用料に関して規定をしていませんでした。

今般、「和東ふれあい工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を

今期定例会にご提案させていただきたく、準備を進めていたところですが、一部条例改正に伴う施設使用に係る「要綱」、「規則」等の整備に不測の時間を要し、資料整備に不備が生じ、議案第9号の取り下げを先ほど議長に申し入れさせていただいた次第でございます。

議員各位におかれましては、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

議会といたしましては、議会運営委員会を開催し、協議の結果、議案を取り下げ、日程を削除することに決定いたしました。

日程第10、議案第10号 和東山の家指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第10号 和東山の家指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

和東山の家指定管理者期間が令和8年3月31日に満了いたしますので、その管理者として「一般財団法人和東町活性化センター」を引き続き指定いたしたく提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、私のほうから、議案第10号についてご説明させていただきます。

議案書のほうをお願いいたします。

議案第10号

和東山の家指定管理者の指定について

別紙のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6号の規定により議会の議決を求める。

上記議案を提出する。

令和8年3月5日提出

和東町長 馬場 正実

おめくりいただきまして、和東山の家指定管理者の指定について。

指定管理者を次のように指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称：和東山の家、位置：和東町大字白栖小字猪ケ口24番地の3

2 指定管理者となる団体の名称

一般財団法人和東町活性化センター

代表理事 細井隆則

3 指定管理者となる団体の住所

京都府相楽郡和東町大字白栖小字大狭間35番地

3 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

左の資料No.10によりまして、指定管理者となる団体の概要についてご説明申し上げます。

指定管理者となる団体の概要について

1 設立年月日

平成24年4月2日

2 設立目的

この法人は、和東町内の住民の交流活動及び和東町地域外住民との交流活動を推進することにより、コミュニティの形成を図るとともに、スポーツの振興、青少年の健全育成、特産品の開発・普及を行い、これらの活動を通して観光産

業の振興を図り、もって活力ある地域社会の創造と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 指定管理料

無しでございます。

おめくりいただきまして、次ページ以降につきましては、令和8年度の事業計画書、令和8年度収支予算書、定款をつけさせていただいております。後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

一般財団法人和東町活性化センターを令和8年度の和東山の家指定管理者として指定いたしたく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第10号 和東山の家指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第10号 和東山の家指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 11号 和東町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第 11号の提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項において準用する
同条第 1 項の規定に基づき、「和東町過疎地域持続的発展市町村計画」を変更したく、
提案させて頂いた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、私のほうから、議案第 11号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 11号

和東町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

和東町過疎地域持続的発展市町村計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の
支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により議
会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

和東町長 馬場 正実

1 枚おめくりください。

和東町過疎地域持続的発展市町村計画

令和 3 年度から令和 7 年度の内容でございます。

議長のお許しをいただいておりますので、この計画の最後の72ページの次に計画内容の変更後、変更前が分かる資料をつけさせていただいておりますので、こちらに基づきまして説明させていただきたいと思っております。

区分、変更後の順に説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、区分でございますが、基本的な事項ということで、今回の計画では、本年度4月1日にごさいました機構改革を反映させていただいております。

次のページをおめくりください。

区分でございますが、産業振興のところ、事業名が商工業・6次産業化のところの事業内容の一番下に、茶源郷ポイント事業を今回新たに追加させていただいております。

次に、区分の下の段、生活環境の整備でございますが、事業名が（5）消防施設の中の事業内容のところに防火水槽整備事業と消防団ポンプ庫整備事業を、事業主体は共に和束町ということで、今回追加させていただいております。

次のページをお願いします。

区分ではございますが、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のところ、事業名が（3）高齢者福祉施設を追加し、その中の事業内容に診療施設を追加しました。これは相楽会館建て替え事業の実施に伴うものであり、事業主体は相楽広域行政組合事務局を追加しているものでございます。

次のページをおめくりください。

区分ですが、教育の振興のところの2. 現況と問題点の（2）社会教育の文中に「町民の自主的な学習活動や交流、社会教育活動の充実を図るため、町民のニーズにあわせた集会施設等の整備を計画的に行う必要がある。」という文言を追記しました。

また、その下の段、3. その対策の（2）社会教育の文中に、「公民館については、生涯学習や町民のコミュニティ活動の拠点であり、その環境づくりとして駐車場整備などに取り組む。」との文言を追記しました。

次のページをお願いいたします。

先に申し上げました文言の追加は、事業名に（２）社会教育関連施設を追加し、公民館と木屋公民館駐車場整備事業を加えたことによるものがございます。

以上でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号 和束町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第11号 和束町過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、先ほど設置されました予算特別委員会は、来る3月11日午前9時30分から本議場で開会いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後 5 時 0 6 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

和束町議会議長 畑 武 志

会議録署名議員 井 上 武津男

会議録署名議員 村 山 一 彦